

官報

平成十九年六月一日

○第一百六十六回 参議院会議録第三十一号

平成十九年六月一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十一号

平成十九年六月一日

午前十時開議

第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

平成十九年六月一日

午前十時開議

第一 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の

入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案(衆議院提出)

第四 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 就業対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

まず、水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案は、近年における水産資源の減少や魚価の低迷等、漁業を取り巻く情勢変化に対応し、漁業協同組合及び漁業信用基金協会等の組織及び事業の健全な運営を確保するため、漁協における組合員資格審査の徹底や経営情報を開示すべき漁協の拡大等を図るとともに、基金協会への事業譲渡制度の導入等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、漁協において、組合員資格審査を混亂なく実施するための国の対応策、漁協の経営再建に向けた国、県及び漁協系統組織の取組方針、漁協の合併促進について国が一層の指導力を發揮する必要性、基金協会の事業譲渡が債務者に及ぼす影響等について質疑が行わされました。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案(衆議院提出)

○議長(扇千景君) 日程第二 水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本承認案件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決議を経て、同法第五条第一項の規定に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、国土交通大臣より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○加治屋義人君 ただいま議題となりました両法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○加治屋義人君 ただいま議題となりました両法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

まず、水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

――これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 次に、カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。

――これにて投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第四 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田浦直君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第四 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田浦直君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

――これにて投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) これより採決をいたしました。

――これにて投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

産党の緒方委員、社会民主党・護憲連合の大田委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたしました。

――これにて投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○鶴保庸介君登壇、拍手

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、労働者の意欲と能力に応じた就業機会の確保等を図るため、青少年の雇用機会の確保、労働者の募集及び採用における年齢にかかる限りない均等な機会の確保並びに外国人労働者の雇用管理の改善等のための措置を講ずるとともに、雇用機会が著しく不足している地域等について雇用開発を促進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、青少年等に対する雇用対策の在り方、雇用対策基本計画を廃止する理由、外国人雇用状況報告制度を義務化することとの是非、地域雇用対策に関する予算措置の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

委員会におきましては、青少年等に対する雇用対策の在り方、雇用対策基本計画を廃止する理由、外国人雇用状況報告制度を義務化することの是非、地域雇用対策に関する予算措置の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して津田弥太郎理事より反対、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みづほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたしました。

――これにて投票を終了いたしました。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

官 報 (号 外)

○議長(扇千景君)　間もなく投票を終了いたします。
す。——これにて投票を終了いたします。

「支那政治」

○議長(扇千景君)　投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数
百九
賛成
反対
よつて、本案は可決されました。(拍手) 八十

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。
す。

午前十時十五分散會

出席者は左のとおり

議長扇千景君
副議長今泉昭君

澤	鰐淵	近藤
大田	昌秀君	正道君
小池	正勝君	洋子君
渡辺	孝男君	雄二君
世耕	弘成君	昌秀君
福島みづほ君	福島みづほ君	昭男君
西田実仁君	西田実仁君	小泉
弘友和夫君	弘友和夫君	昭男君
中川義雄君	中川義雄君	昌良君
山口那津男君	山口那津男君	浜田
芳正君	芳正君	渕上
		貞雄君
浅野	鶴保庸介君	渕上
風間	福本潤一君	貞雄君
荒木	鶴保庸介君	渕上
山内	加藤修一君	貞雄君
松	加藤修一君	渕上
	あきら君	渕上
勝人君	俊夫君	渕上
	清寛君	渕上
	昶君	渕上

平成十九年六月一日 参議院会議録第三十一号

議長の報告事項

武見 敬三君	浜四津敏子君	白浜 一良君	草川 昭三君	山下 栄二君
木庭健太郎君	北川イッセイ君	中川 雅治君	吉村剛太郎君	吉井 溝手
山崎 正昭君	野村 哲郎君	野村 哲郎君	田村耕太郎君	河合 常則君
若林 正俊君	岡田 直樹君	岡田 直樹君	椎名 一保君	未松 信介君
関口 昌一君	山谷えり子君	山谷えり子君	二之湯 智君	国井
坂本由紀子君	有村 治子君	有村 治子君	荻原 健司君	草川 昭三君
中川 雅治君	小泉 顯雄君	小泉 顯雄君	秋元 司君	正幸君
野村 哲郎君	岡田 広君	岡田 広君	山本 順三君	
岡田 直樹君	田浦 直君	田浦 直君	加治屋義人君	
岡田 直樹君	阿部 正俊君	阿部 正俊君	中村 博彦君	
岡田 直樹君	鈴木 政二君	鈴木 政二君	岸 宏一君	
岡田 直樹君	景山俊太郎君	景山俊太郎君	佐藤 昭郎君	
岡田 直樹君	狩野 信也君	狩野 信也君	岩永 浩美君	
岡田 直樹君	田中 直紀君	田中 直紀君	魚住 泰三君	
岡田 直樹君	小野 清子君	小野 清子君	市川 泰三君	
岡田 直樹君	松田 岩夫君	松田 岩夫君	佐藤 泰三君	
岡田 直樹君	水落 敏栄君	水落 敏栄君	清水嘉与子君	
長谷川憲正君	神取 忍君	神取 忍君	片山虎之助君	
野上浩太郎君	舛添 要一君	舛添 要一君	後藤 祥肇君	
小林 溫君	龟井 郁夫君	龟井 郁夫君	鴻池 泰三君	
愛知 治郎君	岸 信夫君	岸 信夫君	市川 泰三君	
西銘順志郎君	長谷川憲正君	長谷川憲正君	佐藤 泰三君	
木村 仁君	藤井 基之君	藤井 基之君	吉田 秀昭君	
西島 英利君	吉田 博美君	吉田 博美君	松山 政司君	

津田弥太郎君	中島 啓雄君
大久保	矢野 哲朗君
紙	太田 豊秋君
大久保	谷川 秀善君
郡司	中原 爽君
林	陣内 孝雄君
小林美恵子君	山東 昭子君
高嶋	櫻井 新君
江田	島尻安伊子君
円	藤末 健三君
山本	松下 新平君
辻	荒井 広幸君
廣野	足立 信也君
木俣	小林 正夫君
北澤	芝 博一君
福山	喜納 昌吉君
高嶋	平野 達男君
江田	泰弘君
円	より子君
山本	孝史君
広中	和歌子君

山本	保坂	脇	太一君	史東	三藏君	山本
加納			時男君			
中島			真人君			
青木			幹雄君			
中曾根弘文			裕君			
竹山			寛之君			
倉田			源幸君			
尾立			由紀夫君			
富岡由			陽悅君			
鈴木			祐司君			
藤本			那谷屋正義君			
主濱			柳澤光美君			
大江	工藤堅太郎君	了君	柳澤光美君			
櫻井	康弘君	ゆうこ君	柳澤光美君			
森	敏幸君	充君	柳澤光美君			
浅尾慶	直嶋	加藤	柳澤光美君			
一郎君	正行君	敏幸君	柳澤光美君			
和田ひろ子君	和田ひろ子君	和田ひろ子君	柳澤光美君			
小林	元君	元君	柳澤光美君			
前川	田名部匡省君	田名部匡省君	柳澤光美君			
松岡	西岡	西岡	柳澤光美君			
島田智哉子君	武夫大君	武夫大君	柳澤光美君			
犬塚	広田	一君	柳澤光美君			
	蓮	筋君	柳澤光美君			

内閣委員	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
内閣委員	厚生労働大臣	農林水産大臣臨 時代理	国土交通大臣	防衛大臣	久間	柳澤	千葉	小川	吉川
内閣委員	農林水産大臣臨 時代理	若林	冬柴	佐藤	佐藤	築瀬	内藤	大門	仁比
内閣委員	国土交通大臣	柳田	前田	武志君	伊藤	東君	市田	忠義君	岩本
内閣委員	防衛大臣	柳田	岡崎トミ子君	基隆君	伊藤	輿石	家西	悟君	鈴木
内閣委員	補欠	信也君	前田	武志君	柳田	東君	市田	道夫君	元永
内閣委員	辞任	泉	信也君	柳田	柳田	輿石	佐藤	晃君	寛君
内閣委員	辞任	風間	昶君	柳田	柳田	伊藤	佐藤	小池	神本美恵子君
内閣委員	辞任	二之湯	智君	柳田	柳田	伊藤	佐藤	井上	哲士君
内閣委員	辞任	山本	順三君	柳田	柳田	伊藤	柳田	柳田	元永
内閣委員	辞任	富岡由紀夫君		柳田	柳田	伊藤	柳田	柳田	柳田

議長の報告事項

外交防衛委員

辞任

小泉

顯雄君

補欠

小泉

昭男君

財政金融委員

辞任

秋元

司君

補欠

泉

直嶋

耕平君

文教科学委員

辞任

大塚

耕平君

補欠

高橋

千秋君

富岡由紀夫君

厚生労働委員

辞任

小泉

昭男君

補欠

小泉

信也君

農林水産委員

辞任

厚生労働委員

小泉

昭男君

補欠

小泉

顯雄君

経済産業委員

辞任

農林水産委員

谷合

正明君

補欠

小泉

二之湯

智君

国土交通委員

辞任

農林水産委員

谷合

正明君

補欠

小泉

昭史君

環境委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

充君

法律委員

辞任

農林水産委員

谷合

正明君

補欠

小泉

二之湯

智君

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

充君

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

智君

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

智君

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

智君

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

智君

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

智君

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

智君

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

智君

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

智君

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

外交防衛委員

辞任

小泉

顯雄君

補欠

小泉

昭男君

財政金融委員

辞任

秋元

司君

補欠

泉

直嶋

文教科学委員

辞任

大塚

耕平君

補欠

高橋

千秋君

厚生労働委員

辞任

小泉

昭男君

補欠

小泉

信也君

農林水産委員

辞任

厚生労働委員

小泉

昭男君

補欠

小泉

顯雄君

経済産業委員

辞任

農林水産委員

谷合

正明君

補欠

小泉

二之湯

国土交通委員

辞任

農林水産委員

谷合

正明君

補欠

小泉

二之湯

環境委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

法律委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

外交防衛委員

辞任

小泉

顯雄君

補欠

小泉

昭男君

財政金融委員

辞任

秋元

司君

補欠

泉

直嶋

文教科学委員

辞任

大塚

耕平君

補欠

高橋

千秋君

厚生労働委員

辞任

小泉

昭男君

補欠

小泉

信也君

農林水産委員

辞任

厚生労働委員

小泉

昭男君

補欠

小泉

顯雄君

経済産業委員

辞任

農林水産委員

谷合

正明君

補欠

小泉

二之湯

国土交通委員

辞任

農林水産委員

山本

順三君

補欠

小泉

二之湯

環境委員

三 その他農林水産省令で定める事項

2 共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。

3 行政庁は、共済計理人に対し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に関し必要な事項は、農林水産省令で定められる。

(共済計理人の解任)

第十五条の十九 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づく行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

第十五条の四中「同号の事業」を「共済事業」に改め、同条を第十五条の十四とし、同条の次に次の二条を加える。

(特別勘定)

第十五条の十五 第十一条第一項第十一号の事業

第十五条の十九 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づく行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

第十五条の四中「同号の事業」を「共済事業」に改め、同条を第十五条の十四とし、同条の次に次の二条を加える。

(特別勘定)

2 前項の組合は、農林水産省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替えること。

二 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。

2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買による損失(売買、評価換え及び外国為替等による損失)を削り、「その事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、」を「共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を」に改め、同条を第十五条の十とし、同条の次に次の二条を加える。

2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買による損失(売買、評価換え及び外国為替等による損失)を削り、「その事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、」を「共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を」に改め、同条を第十五条の十とし、同条の次に次の二条を加える。

(支払準備金)

第十五条の十一 第十一条第一項第十一号の事業

業を行う組合は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したものその他これに準ずるものとして農林水産省令で定めるものがある場合であつて、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、農林水産省令で定めるところにより、支払準備金を積み立てなければならぬ。

(価格変動準備金)

第十五条の十二 第十一条第一項第十一号の事業

業を行う組合は、毎事業年度末において、その所有する資産で第十五条の十四の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するもののうちに、価格変動による損失が生じ得るものとして農林水産省令で定める

2 前項の組合は、農林水産省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替えること。

可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買による損失(売買、評価換え及び外国為替等による損失)を削り、「その事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、」を「共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を」に改め、同条を第十五条の十とし、同条の次に次の二条を加える。

2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買による損失(売買、評価換え及び外国為替等による損失)を削り、「その事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、」を「共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を」に改め、同条を第十五条の十とし、同条の次に次の二条を加える。

(契約者割戻し)

第十五条の十三 第十一条第一項第十一号の事業

業を行う組合は、契約者割戻し(共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金として收受する金錢を運用することによつて得られる収益のうち、共済金等の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。)を行う場合は、公正かつ平衡な分配をするための基準として農林水産省令で定める基準に従い、行わなければならない。

(価格変動準備金)

第十五条の十四 第十一条第一項第十一号の事業

業を行う組合は、毎事業年度末において、その所有する資産で第十五条の十四の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するもののうちに、価格変動による損失が生じ得るものとして農林水産省令で定める

2 前項の組合は、農林水産省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替えること。

の基準として共済金、返戻金その他の給付金(以下「共済金等」という。)の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

一 出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額の合計額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として農林水産省令で定めるところにより計算した額

2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買による損失(売買、評価換え及び外国為替等による損失)を削り、「その事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、」を「共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を」に改め、同条を第十五条の十とし、同条の次に次の二条を加える。

(共済契約の申込みの撤回等)

第十五条の四 第十一条第一項第十一号の事業

業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は当該組合と共済契約を締結した共済契約者(以下この条において「申込み者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

(共済契約の申込みの撤回等)

第十五条の五 第十一条第一項第十一号の事業

業を行う組合は、公正かつ平衡な分配をするための基準として農林水産省令で定める基準に従い、行わなければならない。

2 契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他の契約者割戻しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十五条の二の次に次の七条を加える。

(共済事業に係る経営の健全性の基準)

第十五条の三 主務大臣は、第十一条第一項第十一号の事業を行う組合の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、

当該組合がその経営の健全性を判断するため委託を受けて、当該組合のために共済契約

の締結の代理又は媒介を行う者で、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以

下同じ。)の事務所その他の農林水産省令で定める場所において共済契約の申込みをしたとき。

五 その他農林水産省令で定めるとき。

2 前項第一号の場合において、同項の組合は、同号の規定による書面の交付に代えて、農林水産省令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供した組合は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法 第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により第一項第一号の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。

4 共済契約の申込みの撤回等は、当該共済契約の申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

5 第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、同項の規定による共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。(共済契約の締結等に関する禁止行為)

第十五条の五 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締

6 第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に関する特約で定める行為(第十五条の七に規定する特定共済契約の締結については、第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第四号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

7 共済代理店は、共済契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等は、この限りでない。

8 共済代理店は、第一項の組合に共済契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償の支払その他に伴う損害賠償の支払その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。

9 共済契約の申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行つた者が、申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払の事由が生じたことを知つているときは、この限りでない。

10 第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

第十五条の六 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、次条に規定する特定共済契約の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

(特定共済契約の締結の代理等の委託の禁止)

第十五条の七 金融商品取引法第三章第一節第五款(第二十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二

号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書き

及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、第十一条第一項第十一号の事業を行う組合が行う特定共済契約(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ(当該

号の事業を行なう組合が行う特定共済契約を除く。)及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。)及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書き

及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。)及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書き

の「次に掲げる事項その他水産業協同組合法第十五条の五第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められる買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)」とあるのは「特定共済契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)」とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失(当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等(水産業協同組合法第十五条の三に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。)の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。)」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは

るの「特定共済契約」と、同項第二号中「追加するため」に加えるのは「特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」、「とあるのは「追加するため」に加えるのは「特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条までの六まで、第四十条の二第四項及び第四十一条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。)及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(共済代理店がえた損害の賠償責任)

第十五条の八 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、当該組合の共済代理店が当該組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者にえた損害を賠償する責めに任する。

2 前項の規定は、同項の組合が、共済代理店の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、当該共済代理店が当該組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者にえた損害を賠償する責めに任する。

3 第一項の規定は、同項の組合から共済代理店に対する求償権の行使を妨げない。

(共済事業の適切な運営を確保するための措置)

第十五条の九 第十一条第一項第十一号の事業を行ふ組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、農林水産省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明、その共済事業に関する取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その共済事業を第三者に委託する場合における当該共済事業の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第六十九条の前の見出しを削り、同条に見出しどして「(合併の手続)」を付し、同条第三項中「第十一条第一項第四号」の下に「又は第十一号」を加える。

第六十九条の二に見出しどして「(総会の議決を経ない合併)」を付する。

第六十九条の三に見出しどして「(合併契約に関する書面等の備付け及び閲覧等)」を付する。

第七十条に見出しどして「(合併による設立に必要な行為)」を付する。

第七十五条の前の見出しを削り、同条に見出しどして「(清算事務)」を付する。

第七十六条に見出しどして「(決算報告)」を付する。

第二章中第五節を第七節とする。

第六十条の前の見出しを削り、同条に見出しどして「(設立準備会)」を付する。

第六十一条に見出しどして「(定款作成委員の選任等)」を付し、同条第一項中「当る」を「当たる」として「(設立準備会)」を付する。

る」に、「且つ」を「かつ」に改める。
第六十四条の前の見出しを削り、同条に見出
しとして「設立の認可」を付し、同条中「左の」
を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同
条第一号中「行なう」を「行う」に改める。
第六十五条に見出しとして「(認可の期間)」を
付し、同条第五項中「取消」を「取消し」に、「訴
を「訴え」に改める。
第二章中第四節を第六節とする。
第三十二条第三項を同条第四項とし、同条第
二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第
三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え
る。
2 前項第五号の組合員たる資格に関する規定
には、組合員たる資格及びその審査の方法を
定めなければならない。

第二十六条に次の二項を加える。

4 第一項の規定により出資組合が組合員の持

分を譲り受けた場合には、第二十条第一項及

び第二項の規定は、適用しない。

第二十七条に見出しとして「(法定脱退)」を付

し、「同条第一項中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「施設」を「事業」に改める。

第二十八条の見出しを「(脱退者の持分の払戻

し)」に改め、同条第一項中「組合員は、」の下に「前条第一項の規定により」を加え、「払戻」を「払戻し」に改め、同条第二項中「事業年度の終」を「事業年度末」に改める。

第二十八条の二中「事業年度の終りにあたり」を「事業年度末において」に、「その年度内に」を「その事業年度内に第二十七条第一項の規定に

より」に改める。

第三十条中「脱退した」を「第二十七条第一項の規定により脱退した」に、「払戻」を「払戻し」に改める。

第三十一条第一項中「組合員は」の下に「事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは」を加える。

第三十一条の二第三項第二号中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第二章中第二節を第四節とする。

第十七条の三第一項中「第十一条第一項第四

号」の下に「若しくは第十一号」を加え、「信用事

業会社(信用事業)を「特定事業会社(特定事業

(前条第二項に規定する特定事業をいう。以下

この項において同じ。)」に、「又は信用事業」を

「又は特定事業」に、「当該信用事業会社」を「當

該特定事業会社」に改め、同条第二項から第六

項までの規定中「信用事業会社」を「特定事業会

社」に改め、第二章第一節の二中同条を第十七

条の十五とする。

第十七条の二第一項中「第十一条第一項第四

号」の下に「又は第十一号」を加え、「にあつて

は」を「のうち、信用事業に従属する業務を専

ら営むものにあつては」に改め、「ために」の下

に「、その他の会社にあつては主として当該組

合の行う事業のために」を加え、「以下この条

を「第三項」に、「以外の信用事業」を「を除き、

特定事業に、「又は信用事業」を「又は特定事

業」に改め、同項第一号中「信用事業」を「特定事

業」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次項第一号に掲げる組合にあつては第十

一条第一項第三号、第四号又は第十一号の

事業に、次項第二号に掲げる組合にあつて

は同条第一項第三号又は第四号の事業に、

次項第三号に掲げる組合にあつては同条第

一項第十一号の事業に、それぞれ付隨し、

又は関連する業務として主務省令(次項第

三号に掲げる組合にあつては、農林水産省

令で定めるもの

「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する「特定事業」とは、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業をいう。

一 第十一条第一項第四号及び第十一号の事

業を併せ行う組合 信用事業又は共済事業

二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合

(前号に掲げる組合を除く。) 信用事業

三 第十一条第一項第十一号の事業を行う組

合(第一号に掲げる組合を除く。) 共済事

業

(業務の停止等)

第十七条の二第四項中「又は営む業務」を「若

しくは営む業務又は組合の行う事業」に改め、

同条を第十七条の十四とする。

第二章中第一節の二を第三節とし、第一節の

次に次の二節を加える。

第二節 共済契約に係る契約条件の変

更

(契約条件の変更の申出)

第十七条の二 第十一条第一項第十一号の事業

を行う組合は、その業務又は財産の状況に照

らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然

性がある場合には、行政庁に対し、当該組合

に係る共済契約(変更対象外契約を除く。)に

ついて共済金額の削減その他の契約条項の変

更(以下「契約条件の変更」という。)を行う旨

の申出をすることができる。

2 前項の組合は、同項の申出をする場合に

は、契約条件の変更を行ななければ共済事業

の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約

者等の保護のため契約条件の変更がやむを得

ない旨及びその理由を、書面をもつて示さな

ければならない。

3 行政庁は、第一項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

4 第一項に規定する「変更対象外契約」とは、

契約条件の変更の基準となる日において既に

共済事故が発生している共済契約(当該共済

事故に係る共済金の支払により消滅すること

となるものに限る。)その他の政令で定める共

済契約をいう。

(業務の停止等)

第十七条の三 行政庁は、前条第三項の規定に

よる承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解

約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(契約条件の変更の限度)

第十七条の四 契約条件の変更は、契約条件の

変更の基準となる日までに積み立てるべき責

任準備金に對応する共済契約に係る権利に影

響を及ぼすものであつてはならない。

2 契約条件の変更によつて変更される共済金

等の計算の基礎となる予定期率については、

共済契約者等の保護の見地から第十二条第一

項第十一号の事業を行う組合の資産の運用の

状況その他の事情を勘案して政令で定める率

を下回つてはならない。

(契約条件の変更の議決)

第十七条の五 第十一条第一項第十一号の事業

を行うときは、第十七条の二第三項の規定による

承認を得た後、契約条件の変更につき、総会

の議決を経なければならない。

2 前項の議決には、第五十条の規定を準用する。

3 第一項の議決を行う場合には、同項の組合は、第四十七条の六第一項又は第二項の通知において、総会の目的である事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならない。

4 第一項の議決を行う場合において、契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しその他他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならぬ。

5 前項の方針については、その内容を定款に記載し、又は記録しなければならない。
(契約条件の変更等についての仮議決)

第十七条の六 前条第一項の議決又はこれと同様の二の事項に係る議決は、同条(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、出席した組合員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 前項の規定により仮にした議決(以下この条において「仮議決」という。)があつた場合には、組合員(准組合員を除く。)に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

(契約条件の変更に係る書類の備付け等)

第十七条の七 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合の理事は、第十七条の五第一項の議決を行うべき日の二週間前から第十七条の

十三第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならない。

第十七条の八 行政庁は、第十七条の二第二項の規定による承認をした場合において、必要があると認めるときは、共済調査人を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。

2 前項の場合においては、行政庁は、共済調査人が調査すべき事項及び行政庁に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。

3 行政庁は、共済調査人が調査を適切に行つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)を各事務所に備えて置かなければならぬ。

4 民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第六十条及び第六十一条第一項の規定は、共済調査人について準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

(契約条件の変更に係る承認)

第十七条の十一 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、第十七条の五第一項の議決があつた場合(第十七条の六第三項の規定により第十七条の五第一項の議決があつたものとみなされる場合を含む。)には、遅滞なく、当該議決に係る契約条件の変更について、行政庁の承認を求める。

2 行政庁は、当該組合において共済事業の継続のために必要な措置が講じられた場合であ

のの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組合員及び共済契約者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

(共済調査人)

第十七条の八 行政庁は、第十七条の二第二項の規定による承認をした場合において、必要があると認めるときは、共済調査人を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。

2 共済調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(共済調査人の秘密保持義務)

第十七条の十 共済調査人は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。共済調査人がその職を退いた後も、同様とする。

2 共済調査人が法人であるときは、共済調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が共済調査人の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

2 共済調査人が法人であるときは、共済調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が共済調査人の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

(契約条件の変更に係る承認)

第十七条の十一 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、第十七条の五第一項の議決があつた場合(第十七条の六第三項の規定により第十七条の五第一項の議決があつたものとみなされる場合を含む。)には、遅滞なく、当該議決に係る契約条件の変更について、行政庁の承認を求める。

2 行政庁は、当該組合において共済事業の継続のために必要な措置が講じられた場合であ

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもの

第十七条の九 共済調査人は、被調査組合の役

つて、かつ、第十七条の五第一項の議決に係る契約条件の変更が当該組合の共済事業の継続のために必要なものであり、共済契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

(契約条件の変更の通知及び異議申立て等)

第十七条の十二 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、前条第一項の承認があつた場合には、当該承認があつた日から二週間以内に、第十七条の五第一項の議決に係る契約条件の変更の主要な内容を公告するとともに、契約条件の変更に係る共済契約者(以下この条において「変更対象契約者」という。)に対し、同項の議決に係る契約条件の変更の内容を、書面をもつて、通知しなければならない。

2 前項の場合においては、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の農林水産省令で定める書類並びに第十七条の五第四項の方針がある場合にあつてはその方針の内容を示す書類を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一

を超えて、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として農林水産省令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の三分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

5 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の農林水産省令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。

(契約条件の変更の公告等)

第十七条の十三 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたことその他の農林水産省令で定める事項を公告しなければならない。契約条件の変更をしないこととなつたときも、同様とする。

2 前項の組合は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る共済契約者に對し、当該契約条件の変更後の共済契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

い。

第八十条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(組合の事業の常時從事者)」を付する。

第八十一条に見出しとして「(組合の事業の常時從事者)」を付する。

第八十三条第二項中「第三十二条第二項及び第三項」を「第三十二条第三項及び第四項」に改める。

第八十六条第一項中「並びに第二十六条」を「第二十六第二項及び第三項並びに第二十

七条」に改め、同項に後段として次のように加える。

し、第十一項を第十項とする。

第八十七条の四第二項中「第十七条の三第二

項」を「第十七条の十五第二項」に、「信用事業会

社」である国内の会社の「を「特定事業会社」である

国内の会社の「に改め、「同条第三項」の下に及

び第四項」を加え、「信用事業会社」である国内

の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四

項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一

項」と、「信用事業会社」を「特定事業会社」に、

「第六項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四

第一項」と、「信用事業会社」を「第六項中「第一

項」と、「信用事業会社」を「第八十七条の四第一

項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「特

定事業会社」に改め、同条第三項中「第十七条の四

第二項」を「第十七条の十五第二項」に改め

る。

第九十条を削り、第九十一条を第九十条とし、第九十一条の二を第九十二条とし、第九十一条の三を第九十二条とし、第九十

二とし、第九十二条の二を第九十二条とし、第九十二条の三を第九十二条とし、第九十

二とし、第九十二条の二とし、第九十

項」を「第十一条第十項」に改め、同条第三項中「第三十二条から第三十三条の二まで」を「第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二」に改め、「第四十条まで、第四十一条の二から」を削り、「第十一項及び第十二項、第三十四条の四第二項」を「第三十四条の四第二項第二号」に、「第五十四条の三第一項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項」を「並びに第五十四条の三第一項」に改め、「第十一项第一項第四号」の下に「とあり、並びに第十三条第十一項及び第十二項、第三十四条の四第二項第一号、第五十五条第一項及び第二項並びに第五十八条の三第一項中「第十一项第一項第四号又は第十一号」を加え、「第十二項中「組合(集合)で定める規模」を「第十二項中「組合(その行う信用事業又は共済事業の規模が政令で定める基準」に、「第七号若しくは第十一号」を「若しくは第七号」に、「第九十一条の三」を「第九十一条の二」に改め、同条第四項中「第九十一条」を「第九十条」に改め、同条第五項中「第十一项第一項第四号」の下に「又は第十一号」を加え、「第九十一条の二第二項第一号」を「第九十条第一項第一号」に改める。

第九十三条第一項第四号中「共同利用に関する施設」を「共同利用施設の設置」に改め、同項第六号中「に関する施設」を削り、同項第六号の二及び第七号中「施設」を「事業」に改め、同項第八号中「に関する施設」を削り、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「その施設」を「その事業」に、「第四号の規

定による施設を「第四号の事業」に改め、同項ただし書中「並びに第三項の規定による施設を下、第三項並びに前項の事業」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

第一項第六号の二の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行(農林水産省令で定めるものに限る。)

の事業を行なうことができる。

までの規定は組合の共済契約に係る契約条件の変更について、第十七条の十四及び第十七条の十五」に改め、「第十一条の三第一項」の下に

、第十一條の十二及び第十七條の十四第一項中「第十一條第一項第四号又は第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二

第十一條の三第二項】を加え、【第十一條の六の二から第十一條の六の四まで、第十一條の七第一項、第十一條の八第一項、第十一條の九第一項、第十一條の十第一項】を加え

ノ第十一條の十、第十七條の二第一項及び第十七條の三第一項」を「第十一條の七から第十一條の九まで、第十一條の十第一項、第十一條の十一第一項、第十一條の十三及び第十二條の二

第一項 第二条第十三款及第十七條の十四第二項第二号に、「第十一条第九項」を「第十一条第八項」に、「第九十三条第八項」を「第九十三条第九項」に、「支度第十五条の三から第十五

第十五条の三から第十五
条までの規定を「第十五条の三、第十五
条の四第一項、第十五条の五から第十五
条の八第一項、第十五条の九から
まで、第十五条の十一まで、第十五条の十二第一項、

1

第十五条の十三第一項、第十五条の十四、第十
五条の十五第一項、第十五条の十六、第十五条
の十七第一項、第十七条の二第一項、第十七条
の四第二項、第十七条の五第一項、第十七条的
七第一項、第十七条的十一第一項、第十七条的
十二第一項、第十七条的十三第一項及び第十七
条的十四第二項第三号に改め、「第九十三条
第一項第六号の二」との下に「第十五条の二
第一項中同条第七項」とあるのは「同条第六項」
とを加え、「第十七条の二第一項第二号中「第
十一条第一項第三号又は第四号」とあるのは「第
九十三条第一項第一号又は第二号」を「第十七
条的十四第一項第二号中「第十一条第一項第三
号、第四号又は第十一号」とあるのは「第九十三
条第一項第一号、第二号又は第六号の二」と、
「同条第一項第三号又は第四号」とあるのは「同
条第一項第一号又は第二号」と、「同条第一項
第十一号」とあるのは「同条第一項第六号の二」
項」を削り、「第五十四条の三第一項、第五十
五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項
並びに第五十八条の三第一項」を「並びに第五十
四条の三第一項」に改め、「第九十三条第一項
第二号」との下に「第三十四条第十一項及び
第十二項、第三十四条的四第二項第一号、第五
十五条第一項及び第二項並びに第五十八条の三
第一項中「第十一条第一項第四号又は第十一号」
とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六
号の二」とを加え、「第七号若しくは第十一
号」を「若しくは第七号」に、「第五号若しくは
第六号の二」を「若しくは第五号」に改め、「第四
十八条第五項及び」を削り、同条第五項中「第十
一条第一項第四号」の下に「又は第十一号」を加
え、「第九十三条第一項第二号」を「第九十三
条第一項第二号又は第六号の二」と、第七十七
条中「第三十四条の四」とあるのは「第三十四条
の四（第一項第五号を除く。）」に改める。

で、第二十六条第一項及び第四項並びに第二十
七条に改め、同条第三項中「第三十二条を第
三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十三
条に、「第三十四条の四」を「第三十四条の四
（第一項第五号を除く。）」に、「第十一項及び第
十二項、第三十四条の四第二項」を「第三十四条
の四第二項第二号」に改め、「第四十一条第一
項の十二まで」に、「第十一条の四第一項」
を「及び第十一条の十二中「第十一条第一項第四
号又は第十一号」とあり、並びに第十一条の四
第一項」に、「第十一条の六の二から第十一条の
六の四まで、第十一条の七第一項、第十一条の
八第一項及び第十二条の九」を「第十一条の七か

に、「第七号若しくは第十一号」を「若しくは第七号」に、「第九十一条の三」を「第九十一条の二」に改め、同条第五項中「第九十一条の二並びに第九十二条の三」を「第九十二条並びに第九十三条の二」に改め、「第十二条第一項第四号」の一条の二に改め、「第十二条第一項第四号」の二に「又は第十二条」を加え、「第九十二条の二第四項」を「第九十二条第四項」に、「第九十二条の三第三项」を「第七十七条中「第三十四条の四」とあるのは「第三十四条の四（第一項第五号を除く。）」と、第九十二条第二項に改める。

第二百条の二第二項第一号中「施設」を「事業」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「施設」を「事業」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「前項の事業に係る場合を除き」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 連合会は、所属員のために、保険会社その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

第二百条の六第一項中「第十五条の二、第十五条の三及び第十五条の五の規定は、」を「第十二条の三、第十二条の十二、第十五条の二から第十五条の十三まで及び第十五条の十五から第十五条の十九までの規定は、」に改め、「について」の下に「第十七条の二から第十七条の十三までの規定は連合会の共済契約に係る契約条件の変更について」を加え、同項後段を次のように改める。

第一項、第十五条の三、第十五条の四第一項、第十五条の五から第十五条の七まで、第十五条の八第一項、第十五条の九から第十五条の十一まで、第十五条の十二第一項、第十五条の十三第一項、第十五条の十五第一項、第十五条の十六、第十五条の十七第一項、第十七条の二第一項、第十七条的四第二項、第十七条的五第一項、第十七条的七第一項、第十七条的十一第一項、第十七条的十二第一項及び第十七条的十三第一項中「第十二条第一項第十一号」とあるのは「第百条の二第一項第一号」と、第十二条的三第二項中「一億円（組合員（第十八条第五項の規定による組合員）以下この章及び第四章において「准組合員」という。）を除く。」の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合又は第十二条第一項第四号の事業を行わない組合についてては、「千万円」とあるのは「十億円」と、第十二条的十二中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と、第十五条の二第一項中「同条第七項」とあるのは「同条第二項」と、第十五条の十二第一項中「資産」で第十五条の十四の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するもの」とあるのは「資産」と、第十五条の十六中「財産」で第十五条の十四の規定により共済事業に係るものとして区別された会計に属するもの」とあるのは「財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二十六条第一項及び第四項、第二十七條を加え、「及び第九十五条」を「並びに第九十五条」に改め、同条第二項中「第三十二条から第三十三条の二まで」を「第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二」に、
「第九項及び第十項」を「及び第九項から第十四項まで」に、「第三十四条の四第一項」を「第三十四条の四（第一項第五号及び第二項第二号を除く。）」に、「第五十八条」を「第五十八条の三」に、「第一百条の四第二項」を「第一百条の六第二項」に、「第四十七条」を「第三十四条第十一項及び第十二項中「第十一条第一項第四号又は第十一号の事業を行う組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が政令で定める基準に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第一項中「組合の組合員又は当該組合の組合員」とあるのは「連合会の会員」と、「子会社」とあるのは「子会社（第一百条の三第二項に規定する子会社をいう。第三十九条第五項及び第五十八条の二第二項において同じ。）」と、第三十四条の四第二項第一号及び第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあるのは「五分の一」とあるのは「五分の二」、百条の二第一項第一号」と、第四十七条に、「第四十八条第五項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第一百条の二第一項第一号」を「第五十五条第一項中「十分の一（第十一条第一項第四号又は第十一号の事業を行う組合にあつては、出資総額）」とあるのは「出資総額」と、第一条第一項第四号又は第十一号」とあるのは「五分の二」とあるのは「五分の一」と、同条第一項中「出資総額の二分の一（第十一条第一項第四号又は第十一号の事業を行う組合にあつては、出資総額）」とあるのは「出資総額」と、第五十八条の三第一項、第二項、第四項及び第五

百条の四第一項」と、「同項の組合又はその子会社」とあるのは「連合会又はその子会社（第二百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）」と、「特定事業会社」である国内の会社の議決権をその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）と、同条第三項から第七項までの規定中「第一項の組合」とあるのは「連合会」と、同条第三項から第六項までの規定中「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「同項」とあるのは「第百条の四第一項」と、同項第一号中「第五十四条の二第三項」とあるのは「百条の三第六項」と、「同条第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（主務省令で定める場合に限る。）」とあるのは「同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき」と、「その信用事業の全部又は一部の譲受けを」とあるのは「その子会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第百条の四第一項及び同条第二項において準用する第十七条の十五第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。」るものとする。

第一百六条中「第九十一条の二第四項第一号」を「第九十一条第四項第一号」に、「第九十一条の二第三項第一号」を「第九十一条第四項第一号」に改める。
二 第四項の」を「第九十一条第四項の」に改める。

第百二十二条第二項中「又は信用事業受託者を」「信用事業受託者に」「に対しを」「又は共済代理店に対し」に改め、同条第五項中「又は信
用事業受託者を」「信用事業受託者又は共済代理店に改める。

第一百二十三条第五項中「又は信用事業受託者を」「信用事業受託者又は共済代理店に改め

の充実の状況によつて必要があると認めるところに於けるものは、農林水産省令で定める組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ農林水産省令で定めるものでなければならない。

「第一百条の五第三号」に改める。
第一百二十六条中「第一百条の六第二項」を「第一百条の八第二項」に改める。

(行政庁への届出)
第一百二十六条の二 組合は、次の各号のいづれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一項第六号の二又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合が共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

二 第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二又は第一百条の二第一項第二号の事業を行う組合が共済計理人を選任し

たとき、又は共済計理人が退任したとき。
三 第十一条第一項第四号若しくは第十一号
又は第九十三条第一項第二号若しくは第六

子会社対象会社をいう。以下この条において準用する場合を含む。次号において同じ。)又は第六十九条第二項(第九十六条第三項に第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けて第五十四条の二第二項(第九十六条第三項に第五項(第九十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。)。

四 第十一条第一項第四号若しくは第十一号又は第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき(第五十四条の二第二項の規定による認可を受けて同条第一項(第九十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。)。

五 第十一条第一項第四号若しくは第十一号又は第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う組合の子会社対象会社に該当しない子会社となつたとき。

六 第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合が第八十七条の三第一項第五号又は第六号(第一百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する認可対象会社(第八十七条の三第四項(第一百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する認可対象会社をいう。)。

八号において同じ。)を除く。)を子会社とし
ようとするとき(第九十二条第三項若しく
は第一百条第三項において準用する第五十四
条の二第三項又は第九十二条第五項若しく
は第一百条第五項において準用する第六十九
条第二項の規定による認可を受けて第九十
二条第三項若しくは第一百条第二項において
準用する第五十四条の二第二項に規定する
信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は
合併をしようとする場合を除く。)。

七 第八十七条第一項第四号又は第九十七条
第一項第二号の事業を行う組合の子会社が
子会社でなくなつたとき(第九十二条第三
項若しくは第一百条第三項において準用する
第五十四条の二第三項の規定による認可を
受けて同条第一項に規定する信用事業の全
部又は一部の譲渡をした場合を除く。)。

八 第八十七条第一項第四号又は第九十七条
第一項第二号の事業を行う組合の認可対象
会社に該当する子会社が認可対象会社に該
当しない子会社となつたとき。

九 共済水産業協同組合連合会が第一百条の三
第一項第四号又は第五号に掲げる会社(認
可対象会社)同条第六項に規定する認可対
象会社をいう。第十一号において同じ。)を
除く。)を子会社としようとするとき(第百
条の八第五項において準用する第六十九条
第二項の規定による認可を受けて合併をし
ようとする場合を除く。)。

十 共済水産業協同組合連合会の子会社が子
会社でなくなつたとき。

十二 その他農林水産省令(信用事業又は倉庫証券に関するものについては、主務省令)で定める場合に該当するとき。

第一百二十七条第一項中「第一百条の六第五項」を「第一百条の八第五項」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十二条の二第一項」に改め、「第一百条第一項第四号」の下に「若しくは第十一号」を加え、「又は第九十七条第一項第二号」を「若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第一項第一号」に改め、「信用事業」の下に「又は共済事業」を加え、同条第二項ただし書中「第十一條の八第一項」を「第十一條の十二第一項」に改め、同条第十二項ただし書中「第十二条の主務省令」の下に「並びに第百二十六条の二第十二号及び前条の主務省令(倉庫証券に関するものに限る。)」を加え、「第百二十三条の二第四項の主務省令」を「第百二十三條の二第三項及び第一百二十六条の二第十二号の主務省令(同号の主務省令にあつては、金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものに限る。)」に改める。

第一百二十七条の三第三号中「第九十二条の二第二項」を「第九十二条の二第二項」に、「第九十二条の二第二項」を「第九十二条の二第二項」に改め、同条第四号中「第九十二条の二第四項第二号」を「第九十二条第四項第二号」に改める。

第八章中第百二十七条の四の次に次の二条を加える。

(警察庁長官等からの意見聴取)
第一百二十七条の五 行政庁は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の役員又は清算人について、第三十四条の四第一項第五号(第七十七条第九十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第九十二条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、行政庁が主務大臣である場合にあつては警察庁長官、都道府県知事である場合にあつては警視総監又は道府県警察本部長(次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。)の意見を聞くことができる。
(行政庁への意見)
第一百二十七条の六 警察庁長官又は警察本部長は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の役員又は清算人について、第三十四条の四第一項第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができる。
第一項第一号」に改める。
第一百二十八条第一項中「第十一條第一項第四号」の下に「若しくは第十一号」を加え、「又は第九十七条第一項第二号」を「若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第一項第一号」に改める。
第一百二十九条の二第一号中「第十一條の六の二」を「第十一條の七」に改め、同条第二号中「第十一條の六の四」を「第十一條の九に改め、「含む。」の下に「、第十五条の七(第九十六条第一

—

る場合を含む。)又は第十五条の十五若しくは第十五条の十六(これらの規定を第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

可対象会社に限る。)に該当する子会社とし
たとき。

四十九 第百二十一一条第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

「第二百二十六条の二第一項」を「第二百二十六条の十五号を第五十四号」とし、同項第四十四号中

条第一項及び第一百条の三第七項において準用する場合を含む。)を、「含む。」の下に「又は第百条の三第六項」を加え、同号を同項第五十三号とし、同項中第四十三号を削り、第四十二号の四を第五十二号とし、第四十二号の三を第五十一号とし、第四十二号の二を第五十号とし、第四十号から第四十二号までを削り、同項第三十
九号中「この項において同じ。」の「この号及び第五十三号において同じ。」に、「以下この項において同じ。」において「」を「」において」に改め、同号を同項第四十六号とし、同号の次に次

四十七 第百条の三第一項の規定に違反して
同項に規定する子会社対象会社以外の会社

を子会社としたとき。

対象会社を子会社としたとき又は同条第七項において準用する第八十七条の三第六項において準用する同条第四項の規定による行政府の認可を受けないで第百条の三第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第六項に規定する認

改正する法律案

中「第百条の六第一項」を「第百条の八第二項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第九号から第十一号の三までを削り、同項第八号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の十四第一項」に、「この項において同じ。」の「この号において同じ。」の「第十七条の三第一項」を「第十七条の十五第一項」に、「含む。」に規定する信用事業会社」を「含む。次号において同じ。」に規定する特定事業会社」に改め、「(第百二十二条第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)」を削り、同号を同項第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八 第十七条の十五第一項若しくは第二項
ただし書(第八十七条の四第二項(第一百条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。)、第九十六条第一項及び第一百条の四第三項において準用する場合を含む。)、第八十七条の四第一項(第一百条第一項において準用する場合を含む。)又は第一百条の四第一項の規定に違反したとき。

これらの規定を第八十七条の四第二項、第九十六条第一項及び第一百条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により付し

た条件に違反したとき。
第一百三十条第一項第七号を
同号の次に次の七号を加える

十一 第十七条の六第二項、第十七条の十二第一項又は第十七条の十三第二項(これらの規定を第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

官 報 (号 外)

十一 第十七条の六第二項第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

十二条第四項の規定又は第三十一条の二第
二項(第七十七条(第九十二条第五項、第九
十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条
八第五項において準用する場合を含む。以
下この項において同じ。)、第八十二条の二
第二項、第九十二条第二項、第九十六条第
二項、第一百条第二項及び第一百条の八第二項
において準用する場合を含む。)、第三十三
条の二第一項、第七十七条、第八十六条第
二項、第九十二条第三項、第九十六条第三
項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項に
おいて準用する場合を含む。)、第三十九条
第一項(第七十七条、第九十二条第三項、
第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百
条の八第三項において準用する場合を含
む。)若しくは第二項(第九十二条第三項、
第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百
条の八第三項において準用する場合を含

十九条の三第一項(第八十六条第四項、第九十六条第五項、第一百零一条の二第二項、第九十二条第五項、第十九十六条第五項、第一百条第五項及び第百一条の八第五項において準用する場合を含む。)若しくは第七十二条の二第二項、第八十六条第四項、第九十二条の二第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十三 第十七条の七第二項(第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む)の規定、第二十一条第七項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第三十三条の二第三項(第七十七条、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第一百二条第三項及び第一百条の八第二項において準用する場合を含む)、第三十三条の二第二項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む)、第三十九条第三項(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条の八第三項において準用する場合を含む)、第四十一条第十一項(第七十七条、第八十六条第二

項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第四項(第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十条六条第三項、第一百条第三項並びに第一百条の八第三項において準用する場合を含む。)、第六十九条の三第二項(第八十六条第四項、第九十一条の二第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。)若しくは第七十二条の二第三項(第八十六条第四項、第九十一条の二第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもの(覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十四 第十七条の十二第一項若しくは第十七条の十三第一項(これらの規定を第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定、第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定若しくは第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは

第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第十七条の十二第二項(第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

十六 第十七条の十二第三項(第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十七 第百三十条第一項第六号の次に次の二号を加える。

第十五条の十七第一項第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は第十五条の十七第二項(第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

八 第十五条の十九若しくは第十七条の三(これらの規定を第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)又は第一百二十三条の二第一項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めるなどを含む。)に違反したとき。

第一百三十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項を同条第四項とし、同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 共済調査人が、第十七条の八第二項(第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の期限までに調査の結果を報告しないときも、前項と同様とする。

果の報告をしないときも、前項と同様とする。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第二条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十条」を「第九十一条」に改める。

第四条第二号中「保証をしたこととなる債務」を「保証債務(以下「特定債務」という。)」に改め、同条第三号中「中小漁業者等」の下に「(次項において「特定中小漁業者等」という。)であつて協会の区域内に住所又は事業場を有するもの」を加え、同条に次の二項を加える。

2 協会は、特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その区域内に住所又は事業場のいすれをも有しない特定中小漁業者等に対し前項第三号に規定する資金の貸付けを行う金融機関に対して同号に掲げる業務を行うことができる。

八 第十四条の次に次の二条を加える。

(経営の健全性の確保)

第四条の二 主務大臣は、協会の業務の健全な運営に資するため、協会がその経営の健全性を判断するための基準として協会が保証した金額の総額に照らしその保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

第十条第一項中「(漁業を営む個人又は漁業に従事する個人にあつては、その漁業を営み又は漁業に従事する日数が一年を通じて九十日以上であるものに限る。)」を削り、同条第二項第四号中「一年を通じて九十日以上」を削り、同項に

次の二号を加える。

五 前各号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつてゐる団体で政令で定めるもの

第十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(加入の自由)」を付する。

第十五条に見出しとして「(加入の時期)」を付として「(法定脱退)」を付し、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第十七条に見出しとして「(任意脱退)」を付し、同条第一項中「事業年度の終」を「事業年度末」に改め、同条第五項中「基く」を「基づく」に改める。

第二十二条第一号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、同条第十五号中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第二十四条第四項本文中「理事」を「役員」に改め、同項ただし書中「理事の」を「理事にあつては」に改める。

第二十八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(総会の招集)」を付し、同条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改める。

第二十九条に見出しとして「(総会の招集の請求)」を付する。

第三十条に見出しとして「(監事による総会の招集)」を付する。

第三十三条の二を第三十三条の三とし、第三

る基準を超える協会の理事は、通常総会の会日の五週間前までに、前条第一項の書類を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。

2 公認会計士又は監査法人は、前条第一項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書(事業報告書については、会計に関する部分に限る。)を監事及び理事に提出しなければならない。

3 第一條の協会についての前条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「週間」とあるのは「五週間」と、同条第三項中「監事の意見書」とあるのは「監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書(事業報告書については、会計に関する部分に限る。)」と、同条第四項中「監事の意見書」とあるのは「監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書」と、「これら」とあるのは「これら」とする。

第三十六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(参考及び会計主任の選任等)」を付する。

第三十七条に見出しとして「(参考又は会計主任の解任の請求)」を付し、同条第四項中「写」を「写し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十条中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条に次の二号を加える。

五 事業の全部の譲渡(事業の全部を分割して二以上の者に譲り渡すことを含む。以下同じ。)

第六十条第一項中「農林中央金庫」の下に

(決算関係書類の公認会計士等への提出)

第三十三条の二 その事業の規模が政令で定め

事業を行ふ漁業協同組合(その事業の規模が政令で定める基準に達しない漁業協同組合を除く。)」を加える。

第四十三条の二の前の見出しを削り、同条に見出しそして「(保証債務の弁済に充てるための信用基金からの借入金)」を付し、同条第一項中「第四条第二号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第四十三条の三に見出しそして「(特定中小漁業者等に対する貸付けに必要な資金の供給の財源に充てるための信用基金からの借入金等)」を付し、同条第一項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に、「同項」を「前項」に改める。

第四十四条第一項及び第二項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第四十五条第二項中「理事にあつては」及び「監事にあつては同条第一項に規定する者のうちから」を削り、同項ただし書中「但し、同条第四項」を「ただし、同項」に、「こえては」を「超えてはならず、監事のうち一人以上は、同条第一項に規定する者でなければ」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(事業の譲渡又は譲受けの手続)

第五十九条の二 協会は、総会の議決を経て、事業の全部の譲渡をすることができる。

第四十六条の二第二号中「第四条第一号口」を「第四条第一項第一号口」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二号中「第四条第二号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第四十七条の三中「ほか」の下に「剩余金の処分及び損失の処理の方法その他」を加える。

第四十六条の前の見出しを削り、同条に見出しそして「(設立準備会)」を付する。

第四十七条に見出しそして「(定款作成委員の選任等)」を付する。

第五十条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いざれにも」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第三号中「区域及び」を「区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とし、かつ」に改める。

第五十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 事業の全部の譲渡

第五十四条の前の見出しを削り、同条に見出しそして「(合併の手続)」を付する。

第五十五条に見出しそして「(合併に伴う財産目録等の作成等)」を付する。

第五十六条に見出しそして「(合併に対する債権者の保護)」を付する。

第五十七条第二項中「理事にあつては」及び「監事にあつては同条第一項に規定する者のうちから」を削り、同項ただし書中「但し、同条第四項」を「ただし、同項」に、「こえては」を「超えてはならず、監事のうち一人以上は、同条第一項に規定する者でなければ」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(事業の譲渡又は譲受けの手続)

第五十九条の二 協会は、総会の議決を経て、事業の全部の譲渡をすることができる。

第四十四条の二第二号中「第四条第一号口」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二号中「第四条第二号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第四十五条第二項中「理事にあつては」及び「監事にあつては同条第一項に規定する者のうちから」を削り、同項ただし書中「但し、同条第四項」を「ただし、同項」に、「こえては」を「超えてはならず、監事のうち一人以上は、同条第一項に規定する者でなければ」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(事業の譲渡又は譲受けの手続)

第五十九条の二 協会は、総会の議決を経て、事業の全部の譲渡をすることができる。

第四十六条の二第二号中「第四条第一号口」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二号中「第四条第二号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第四十五条第二項中「理事にあつては」及び「監事にあつては同条第一項に規定する者のうちから」を削り、同項ただし書中「但し、同条第四項」を「ただし、同項」に、「こえては」を「超えてはならず、監事のうち一人以上は、同条第一項に規定する者でなければ」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(事業の譲渡又は譲受けの手続)

第五十九条の二 協会は、総会の議決を経て、事業の全部の譲渡をすることができる。

第四十六条の二第二号中「第四条第一号口」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二号中「第四条第二号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第四十五条第二項中「理事にあつては」及び「監事にあつては同条第一項に規定する者のうちから」を削り、同項ただし書中「但し、同条第四項」を「ただし、同項」に、「こえては」を「超えてはならず、監事のうち一人以上は、同条第一項に規定する者でなければ」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(事業の譲渡又は譲受けの手続)

第五十九条の二 協会は、総会の議決を経て、事業の全部の譲渡をすることができる。

する。

5 協会は、第一項の規定により事業の全部の譲渡をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 前項の規定による公告がされたときは、協会の債務者に対して民法第四百六十七条规定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公報の日付をもつて確定日付とする。

7 第一項の規定による事業の全部の譲渡については、第五十五条及び第五十六条の規定を適用する。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(主務大臣の監督上の命令)

第六十六条の二 主務大臣は、協会の業務又は財産の状況に照らして、当該協会の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該協会に対し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、当該協会の健全な運営を確保するための改善計画の提出を求める。若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期間を定めて業務の停止を命じ、若しくは財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第二号に掲げる債務」を「特定債務」に、「除く。」を「除くもの」とし、譲受者にあつては特定区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等の借入れに係るものに限る。)を、「漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会の負担する同号の保証債務」以下単に「保証債務」という。」を「特定債務」に改め、同条第二項中「協会」を「協会等」に改め、「による債務の保証」の下に「(譲受者にあつては、特定区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等が当該漁業近代化資金等に係る借入れをすることにより金融機関に対しても負担する債務について行うものに限る。)」を加え、「第四条第二号に掲げる債務」を「特定債務」に、「限る。」を「限るものとし、譲受者にあつては特定区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等の借入れに係るものに限る。)を、「保証債務」を「特定債務」に改め、同条第四項中「なつてゐる協会」の下に「又は地方公共団

第六十七条第一項中「前条」を「第六十六条」に、「基く」を「基づく」に、「採る」を「とる」に改める。

第六十九条第一項中「協会」の下に「又は譲受者(以下「協会等」という。)」を加え、「その協会を「その協会等」に改め、「による債務の保証」の下に「(譲受者にあつては、その者に対し

譲渡をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

一項において準用する場合を含む。の農林水産省令で定める事項に係る共済規程の変更について行われた第一条の規定による改正前の水産業協同組合法（以下「旧水協法」という。）第十五条の二第二項（旧水協法第九十六条第一項及び第一百条の六第一項において準用する場合を含む。）の認可の申請は、新水協法第十五条の二第三項（新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出とみなす。

第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。次項及び附則第十条において同じ。)の責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際に存する旧水協法第十五条の三の責任準備金及び前項の規定によりな
お従前の例によることとされる場合における同
条の責任準備金は、新水協法第十五条の十の責
任準備金として積み立てられたものとみなす。

(支払備金の積立てに關する経過措置)
第七条 新水協法第十五条の十一(新水協法第九条
十六条第一項及び第一百条の八第一項において準
用する場合を含む。以下この条において同じ。)の
規定は、施行日以後に開始する事業年度に係
る新水協法第十五条の十一の支払備金の積立て
について適用する。

六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に共済事業実施組合が受けたる共済契約の申込み又は施行日以後に締結される共済契約(施行日前にその申込みを受けたものを除く。)について適用する。

第八条 新水協法第十五条の十二(新水協法第十九条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新水協法第十五条の十二第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

第八条 新水協法第十五条の十二(新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新水協法第十五条の十二第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

第六条 新水協法第十五条の十(新水協法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新水協法第十五条の十の責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧水協法第十五条の三(旧水協法第九十六

組合が、新水協法第十五条の十二第一項に規定する特定資産 新水協法第十一条第一項第十二号の事業を行う漁業協同組合又は新水協法第十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合にあつては、旧水協法第十五条の四（旧水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により旧水協法第十一条第

経理するための特別の勘定を設けていた場合は、当該特別の勘定は、新水協法第十五条の五第一項に規定する特別勘定とみなす。
(共済計理人の選任等に関する経過措置)

施 し 第 十 に

(新水協法第十一條の六第二項(新水協法第九十
六条第一項において準用する場合を含む。次条
において同じ。)に規定する子会社をいう。次項
及び次条において同じ。)としている新水協法第
十七条の十四第二項第一号又は第三号(これら
の規定を新水協法第九十六条第一項において準
用する場合を含む。)に掲げる組合の当該共済事

一項第十一号又は第九十三条第一項第六号の二の事業に係るものとして区分された会計に属するものに限る。)の新水協法第十五条の十二第二項に規定する売買等による損失の額が同項に規定する売買等による利益の額を超える場合にその差額のてん補に充てるための準備金を積み立てていた場合には、当該準備金は、同条第一項の価格変動準備金として積み立てられたものとみなす。

(契約者割戻しに関する経過措置)

第九条 新水協法第十五条の十三新水協法第十九条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新水協法第十五条の十三第一項に規定する契約者割戻しを行う場合について適用する。

(特別勘定に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に存する共済事業実施組合が、新水協法第十五条の十五第一項(新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の農林水産省令で定める共済契約に係る旧水協法第十五条の三の責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定を設けていた場合は、当該特別の勘定は、新水協法第十五条の上五第一項に規定する特別勘定とみなす。

(共済計理人の選任等に関する経過措置)

第十九条 新水協法第十五条の十七(新水協法第五十六条第一項及び第一百条の八第一項において

（共済計理人の職務に関する経過措置）

第十二条 新水協法第十五条の十八 新水協法第九十六条第一項及び百条の八第一項において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

（漁業協同組合又は水産加工業協同組合による子会社の保有の制限に関する経過措置）

第十三条 新水協法第十七条の十四第一項（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行の際現に子会社対象会社（新水協法第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次項において同じ。）以外の共済事業会社（共済事業（新水協法第十五条の二第一項（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する共済事業をいう。以下この項において同じ。）に相当する事業を行い、又は共済事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）を子会社（新水協法第十一一条の六第二項（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する子会社をいう。次項及び次条において同じ。）としている新水協法第十七条の十四第二項第一号又は第三号（これらの規定を新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる組合の当該共済事

業会社については、当該組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁（新水協法第百一十七条第一項に規定する行政庁をいう。以下同じ。）に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の組合は、同項の規定による届出に係る

子会社対象会社以外の共済事業会社が子会社でなくなったときは又は共済事業会社以外の子会社となつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（漁業協同組合又は水産加工業協同組合による議決権の取得等の制限に関する経過措置）

第十四条 新水協法第十七条の十五第一項（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、この法律の施行の際現に共済事業会社である国内の会社（新水協法第十七条の十五第一項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。）の議決権（新水協法第十二条の六第二項に規定する議決権をいう。以下この条及び附則第二十五条において同じ。）を合算してその基準議決権数（新水協法第十七条の十五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて有している新水協法第十七条の十四第二項第一号若しくは第三号（これらの規定を新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有について

は、当該組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、

は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有について新水協法第十七条の十五第二項本文（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、新水協法第十七条の十五（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第十五条 新水協法第二十六条 第二十八条第一項、第二十八条の二及び第三十条（これらの規定を新水協法第九十二条第二項、第九十六条第一項、第二十九条第二項及び第一百条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、新水協法第三十四条の第四第二項第一号（新水協法第七十七条（新水協法第九十六条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の属する事業年度の次の事業年度以後における組合員又は会員の脱退について適用し、施行日の属する事業年度以前における組合員又は会員の脱退については、なお従前の例による。

（組合員等の脱退に関する経過措置）

第十六条 新水協法第二十六条 第二十八条第一項、第二十八条の二及び第三十条（これらの規定を新水協法第九十二条第二項、第九十六条第一項、第二十九条第二項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る利益準備金の積立てについては、なお従前の例による。

（利益準備金の積立てに関する経過措置）

第十八条 この法律の施行の際現に在任する共済事業実施組合の役員又は清算人については、新水協法第三十四条の第四第二項第一号（新水協法第七十七条（新水協法第九十六条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の属する事業年度の次の事業年度以後における組合員又は会員の脱退について適用し、施行日の属する事業年度以前における組合員又は会員の脱退については、なお従前の例による。

（業務報告書に関する経過措置）

第十九条 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会（新水協法第十二条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行うものを除く。）については、新水協法第五十八条の二（新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用する。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に関する経過措置）

第二十条 新水協法第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を新水協法第九十六条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る利益準備金の積立てについては、なお従前の例による。

（利益準備金の積立てに関する経過措置）

第二十一条 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合連合会（新水協法第十二条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行うものを除く。）については、新水協法第五十八条の二（新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用する。

（業務報告書に関する経過措置）

第二十二条 この法律の施行の際現に存する共済事業実施組合については、新水協法第五十八条

第十七条 この法律の施行の際現に存する共済事業実施組合（新水協法第十二条第一項第四号の第一項第二号の事業を行うものを除く。）については、施行日から起算して一年を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、

は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、

は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

の三第一項から第五項まで（これらの規定を新水協法第九十六条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。（合併の認可に関する経過措置）

第二十三条 新水協法第六十九条第三項

新水協法第六十九条第三項（新水協法第九十六条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われた合併の認可の申請について適用し、施行日前に行われた合併の認可の申請については、なお従前の例による。

（共済水産業協同組合連合会による子会社の保有の制限に関する経過措置）

第二十四条 新水協法第一百条の三第一項の規定

は、この法律の施行の際現に子会社対象会社（同項において規定する子会社対象会社をいう。次項において同じ。）以外の会社を子会社（同条第二項において規定する子会社をいう。以下この条における子会社を「子会社」とする。）とすることにつき、施行日前において新水協法第一百条の三第六項の認可を受けたものとみなす。

（共済水産業協同組合連合会による子会社の保有の制限に関する経過措置）

第二十五条 新水協法第一百条の四第一項の規定

は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項において規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて有している共済水産業協同組合連合会の当該会社については、当該共済水産業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

前項の共済水産業協同組合連合会は、同項の規定による届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

3 この法律の施行の際現に共済水産業協同組合

連合会が認可対象会社（新水協法第一百条の三第六項に規定する認可対象会社をいう。次項において同じ。）を子会社としている場合には、当該

共済水産業協同組合連合会は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした共済水産業協同組合連合会は、当該届出に係る認可対象会社を

子会社とすることにつき、施行日において新水協法第一百条の三第六項の認可を受けたものとみ

なす。

（共済水産業協同組合連合会による議決権の取得等の制限に関する経過措置）

（公認会計士等の監査に関する経過措置）

（事業実施組合については、新水協法第一百二十一

条第二項ただし書の規定は、施行日から起算し

て一年を経過する日までの間は、適用しない。

（金融商品取引法の一部改正）

（公認会計士等の監査に関する経過措置）

（第二十六条 この法律の施行の際現に存する共済

事業実施組合については、新水協法第一百二十一

条第二項ただし書の規定は、施行日から起算し

て一年を経過する日までの間は、適用しない。

（金融商品取引法の一部改正）

（公認会計士等の監査に関する経過措置）

（第二十七条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十

三条の二の規定は、施行日以後に開始する事業

年度に係る新中融法第三十三条规定の書類に

ついて適用する。

（設立の認可に関する経過措置）

（第二十八条 新中融法第五十条の規定は、施行日

以後に申請された設立の認可について適用し、

施行日前に申請された設立の認可については、

なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

（第二十九条 施行日前にした行為並びに附則第六

条第一項、第二十条及び第二十二条の規定によ

りなお従前の例によることとされる場合における

施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

（第三十条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

（検討）

（第三十一条 政府は、この法律の施行後五年を経

過した場合において、新水協法及び新中融法の

第三十二条 金融商品取引法（昭和二十三年法律

第二百四十二号）第十一条第一項第十一号、第

九十三条第一項第六号の二若しくは第一百条の二

合法」を「水産業協同組合法（昭和二十三年法律

第二百四十二号）第十一条第一項第十一号、第

九十三条第一項第六号の二若しくは第一百条の二

合法」を「中小企業等協同組合法」に改める。

（第三十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百

二十六号）の一部を次のよう改正する。

（第三十四条 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合

法の適用の特例に関する法律（一部改正）

（第三十五条 漁業用海岸局を開設運用する漁業協

同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業

協同組合法の適用の特例に関する法律（昭和二

十五年法律第二百五十三号）の一部を次のよう

に改正する。

（第五条中「第十一条第七項」を「第十一条第八

項」に改める。）

（農水産業協同組合法賃金保険法（一部改正）

（第三十五条 農水産業協同組合賃金保険法（昭和

平成十九年六月一日 参議院会議録第三十一号

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

二二七

審査報告書

力ネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月三十一日

農林水産委員長 加治屋義人
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、力ネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟において、国が支払った仮払金の返還義務を負う債務者が事件による被害の発生から現在までの間に置かれてきた状況及びその債務者の多くが高齢者となつていていることを踏まえ、早期に当該債権の免除を行うことができるようにするため、国の債権の管理等に関する法律の特例を定めるものであつて、妥当な措置と認めることとする。

二、費用

本法施行による減収見込額は、約三億円である。

力ネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十九年五月二十五日

衆議院議長 河野 洋平

2

収入に係る基準は、農林水産省令で定めると

力ネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十三年に九州地方を中心に行なった力ネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟に係る判決の仮執行の宣言に基づき

国が支払った仮払金の返還に係る債権の債務者が当該事件による被害の発生から現在までの間

に置かれてきた状況及び当該債権の債務者の多くが高齢者となつていることを踏まえ、当該債

権の債務者について収入及び資産に係る基準を定めて早期に当該債権の免除を行うことができるようにすることの緊要性にかんがみ、当該債

権について、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の特例を定めるものとする。

(国の債権の管理等に関する法律の特例)

第二条 歳入徴収官等（国の債権の管理等に関する法律第二条第四項に規定する歳入徴収官等をいう。）は、同法第三十二条第一項の規定にかかる

わらず、福岡高等裁判所昭和五三年（第一八〇号）、第二二一号損害賠償請求控訴事件及び福岡

地方裁判所小倉支部昭和五六六年（第一、二七八号、昭和五七年（第一一〇号、昭和五七年（第一一〇号、昭和五八年（第一一〇号、昭和五八年（第一一〇号）各損害賠償請求併合事件に係る各判決の仮執行の宣言に基づき国が支払った仮払金の返還に係る債権について、当該債権の債務者が次項及び第三項

に定める収入及び資産に係る基準に該当する場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

力ネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十九年五月二十五日

衆議院議長 河野 洋平

4

第一項の規定による免除は、同項に規定する債権の債務者からの書面による申請に基づいて

ころにより、前項に規定する債権の債務者が属する世帯の構成員（当該債権の債務者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）の収入の総額から租税その他の公課の額を控除した額として算定した額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額未満であることとする。

一 世帯構成員の数が四人である場合 千万円
二 世帯構成員の数が四人を超える場合 千万円に世帯構成員の数が四人を超える一人ごとに百万円を加算した額

三 世帯構成員の数が四人に満たない場合 千万円から世帯構成員の数が四人に満たない一人ごとに百万円を控除した額

四 世帯構成員の数が四人に満たない一人ごとに百万円を控除した額

五 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による免除の手続については、農林水産省令で定める。

六 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による免除の手続については、農林水産省令で定める。

七 農林水産大臣は、第二項、第三項又は前項の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（債務者の置かれている状況への配慮）

第三条 前条第一項の規定の適用に当たつては、同項に規定する債権の債務者の置かれている状況に配慮するものとする。

一 世帯構成員の居住の用に供する土地及び建物の価額を基礎として前条に規定する趣旨を十分に踏まえて農林水産省令で定めるところにより算定した金額が、当該土地及び建物が世帯構成員の生活の基礎となるものであること、前項に定める収入に係る基準等を考慮して農林水産省令で定める額未満であること。

二 前号に規定する土地及び建物以外の固定資産及び流動資産の価額を基礎として前条に規定する趣旨を十分に踏まえて農林水産省令で定めるところにより算定した金額が、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めた額未満であること。

（非課税）

第四条 租税その他の公課は、第二条第一項の規定による免除を受けた場合における経済的利益を標準として、課することができない。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月三十一日

外交防衛委員長 田浦 直

参議院議長 扇 千景殿

行うものとする。

5 第一項の規定による免除に係る国の債権の管理等に関する法律第四十条の二の規定の適用については、同条中「この法律又はこの法律」とあるのは、「力ネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律（平成十九年法律第号）又は同法」とする。

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による免除の手続については、農林水産省令で定める。

7 農林水産大臣は、第二項、第三項又は前項の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（債務者の置かれている状況への配慮）

第三条 前条第一項の規定の適用に当たつては、同項に規定する債権の債務者の置かれている状況に配慮するものとする。

（非課税）

第四条 租税その他の公課は、第二条第一項の規定による免除を受けた場合における経済的利益を標準として、課することができない。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月三十一日

外交防衛委員長 田浦 直

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、防衛省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、同庁の事務を防衛省本省で処理するため必要な組織の改編等を行うとともに、特別の機関として防衛監察本部を新設するほか、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の設置を可能とし、陸上自衛隊の中央即応集団及び第十一師団並びに海上自衛隊の地方隊を改編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、平成十九年度一般会計予算(防衛省所管)に、地方防衛局の新設、防衛監察本部の新設、中央即応集団の改編、第十一師団の旅団化に伴う経費として約百三十二億六千円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

一、防衛施設庁の廃止及びその機能の防衛省本省への統合に当たつては、入札談合事案等の反省と教訓、国会における議論を十分に踏まえ、業務のより一層の合理化、効率化を図り、施設行政に対する国民の理解が得られるよう透明性の確保に努めること。

二、施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強化に当たつては、防衛政策と施設行政の密接な

連携を図るとともに、地方防衛局が行う施設行政については、地域の実情に即したものとなるよう配慮し、必要な情報の開示に努めること。

三、防衛監察本部においては、会計監査業務や法令遵守に関し全省的な視点から厳格な監査業務を行うことにならんがみ、会計監査等に精通した専門家や法曹関係者等の起用を検討すること。

特に、防衛監察本部の長たる防衛監察監からの登用については、十分に検討すること。

また、同本部については、既存の各組織からの独立性を十分に確保するとともに、同本部の業務を実効あらしめるため、既存の監査・監察部局の機能強化を図ること。さらに、防衛監察本部が行う監査業務の適正性を確保するための外

部チェックの仕組みを検討すること。

四、防衛省への移行に伴つて、自衛隊の国際平和協力活動が本来任務化され、また、今般同活動の先遣隊としての機能を重視した陸上自衛隊の中央即応連隊が新編されることにもかんがみ、海外に派遣される自衛隊員が安心して任務に専念できるよう、派遣前後のメンタルヘルスケアや留守家族への支援の充実を含め必要な施策を講じること。

五、度重なるインターネットを通じた情報流出事

案を受け、防衛庁は昨年四月に再発防止に係る抜本的対策を取りまとめたところであるが、その後も海上自衛隊イージス護衛艦に係る高度な秘密情報が安易に外部に持ち出されるなどの新たな情報漏えい事案が相次いで発覚したこと

は、防衛省・自衛隊に対する国民の理解と信頼を大きく損ねる由々しき事態であり、遺憾の極みである。よつて、これら事実の徹底的な究明

を図り、違反者及びその監督責任者には厳正な処分を行うなど服務規律の厳格な保持に全力で取り組むとともに、情報管理の徹底と秘密保全体制の確立を図ること。

右決議する。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三章 職員の職務遂行等(第三十一条)

平成十九年五月二十五日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

第十三条中「で本省に置かれるもの」を削る。

第十四条中「本省」を「防衛省」に改める。

第十九条第一項中「本省」を「防衛省」に、「装備本部」を「装備施設本部」に改め、同条第二項中「で本省に置かれるもの」を削る。

第三十条の見出しを「(装備施設本部)」に改め、同条第一項中「装備本部」を「装備施設本部」に改め、同項に次の三号を加える。

三 第四条第十二号及び第十九号に掲げる事務のうち、防衛省の所掌事務に係る施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。

四 第四条第十二号及び第十九号に掲げる事務のうち、防衛省の所掌事務に係る施設並びに駐留軍に提供し、又は駐留軍から返還を受けた施設及び区域の建設工事で防衛大臣の定めるものの実施に関すること(建設工事の入札及び契約の適正化を図るために建設工事の入札及び契約の実施の基準に関する除く。次号において同じ)。

五 第四条第二十一号に掲げる事務のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第六条に規定する緑地帯その他の緩衝地帯の整備に係る建設工事で防衛大臣の定めるものの実施に関すること。

第三十二条中「本省に置かれる」を削り、「及び特別の機関」を「特別の機関及び地方支分部局」に改め、第三章第六節中同条を第三十六条とする。

第三章第六節を同章第七節とする。

第三章第五節中第三十一条を第三十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

(防衛監察本部)

第三十二条 防衛監察本部は、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための監察に関する事務をつかさどる。

3 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(支局その他の機関)

第三十四条 地方防衛局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局その他の機関を置く。

2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(事務の委任)

第三十五条 防衛大臣は、地方防衛局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行わせることができる。

第五章中第四十条を第三十七条とし、第四十一条を第三十八条とし、第四十二条を第三十九条とし、同章を第四章とする。

附則第三項を次のように改める。

3 地方防衛局は、第三十三条第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、本部」を「装備施設本部」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「装備本部」を「装備施設

ら第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十一号まで及び第三十三号に掲げる事務の全部又は一部

二 第四条第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

第三章第六節を第三十二条とし、同章の前に次の二条を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二十二条第一項中「装備本部」を「装備施設本部」に改め、「防衛省」を「防衛省」に改め、「防衛省本部」を「防衛施設本部」に改め、「装備本部」を「装備施設本部」に改め、「防衛監察本部」を「防衛監察監督」とする。

第二条第一項中「装備本部」を「装備施設本部」に改め、「防衛省」を「防衛省」に改める。

第三条 第二十四条第一項、第六十二条第二項及び第五項並びに第百条の二第一項を除く。)中「防衛省本部」を「防衛省」に改める。

第二条第一項中「装備本部」を「装備施設本部」に改め、「防衛監察本部」、「地方防衛局」に改め、「機関(政令で定める合議制の機関)」の下に「並びに防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職」を加え、「並びに防衛施設庁(政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第四条第二十四号又は第三十五条)第号に掲げる事務をつかさどる部局及び職」を改める。

第五条第一項中「装備本部」を「装備施設本部」に改め、「機関若しくは」に改め、「若しくは防衛施設庁」の地方支分部局を削る。

第十条第五項中「及び団」の下に「連隊」を加える。

第十五条第六項中「護衛隊」、「及び」、「航空隊」を削る。

附則第四項中「第四十二条」を「第三十九条」に改める。

附則第五項中「防衛省本部」を「防衛省」に改めを削る。

第三十三条 防衛省に、地方支分部局として、地方防衛局を置く。

一 第四条第五号から第七号まで、第九号か

第三章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の二節を加える。

第四節 共同の部隊

第二十一条の二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大臣直轄部隊（方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を除く。）

は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

2 前項の共同の部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に間に改める。

別表第一中 第十一師団 第十一師団司令部

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法目次の改正規定、同法第十条第五項及び第十五条第六項の改正規定、同法第三章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に一節を加える改正規定並びに同法第七十五条の二第二項及び別表第一の改正規定は、平成二十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

しては、防衛大臣の定めるところによる。
第二十四条第一項中「防衛省本省に置かれる」を削る。

第三十一条第一項中「(防衛施設庁の職員である隊員(防衛施設庁長官及び自衛官を除く。)に

ついては、防衛施設庁長官又はその委任を受けた者)」を削る。

第四十八条の二を削る。

第六十二条第二項及び第五項中「防衛省本省又は防衛施設庁」を「防衛省」に改める。

第七十五条の二 第二項中「八千三百六十八人」を「八千四百二十五人」に改める。

第一百条の二第一項中「防衛省本省の」を削り、「若しくは装備本部」を「装備施設本部、防衛監察本部若しくは地方防衛局」に改める。

附則第八項第一号中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

附則第八項第一号中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

別表第一中 第十一旅団 第十一旅団司令部

（自衛官の定数に関する経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する政令で定める日

の前日までの間は、この法律による改正後の防

衛省設置法第六条中「十五万三千二百二十人」とあるのは「十五万五千六百七十四人」と、「四万五千七百十六人」とあるのは「四万五千八百十二人及び」と、「四万七千三百十三人並びに自衛隊法第二十二条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官百五十二人」とあるのは「四万七千三百四十二人」と、「三百四十三人」とあるのは「四百八

十六人と、「千九百三人」とあるのは「千八百八十六人と、「二十四万八千六百四十七人」とあるのは「二十五万二千一百人」とする。

（処分等に関する経過措置）

第三条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる前の國の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の处分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める國の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

二 防衛施設庁に置かれる部局又は機関 防衛省に置かれる部局又は機関

三 旧法令の規定により旧機関に対しても提出される申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してもされた申請その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法の一部改正）

第七条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十二条）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項第十六号中「第四十二条」を「第三十九条」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第八条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「九十六」を「九十八」に改める。

第二十八条を削る。

別表第一 防衛省の項中「防衛施設庁」を削る。

別表第一中「海難審判所」を「海難審判庭」に改める。

（自衛隊法の適用に関する経過措置）

第四条 第二条の規定による改正前の自衛隊法第六十二条第二項に規定する營利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた從前の防衛施設庁と密接な関係にあるものは、この法律の施行後は、第二条の規定による改正後の自衛隊法第六十二条第二項に規定する營利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものとみなして、同条の規定を適用する。

（自衛隊法の適用に関する経過措置）

第六十二条第二項に規定する營利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた從前の防衛施設庁と密接な関係にあるものは、この法律の施行後は、第二条の規定による改正後の自衛隊法第六十二条第二項に規定する營利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものとみなして、同条の規定を適用する。

<p>(特別調達資金設置令の一部改正)</p> <p>第九条 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項中「管理する」を「管理し、及び運営する」に改め、同条第二項を削る。</p>	
<p>第五条中「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に改める。</p>	
<p>第十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(一部改正)</p>	
<p>第十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>本則中「防衛施設局長」を「地方防衛局長」に改める。</p>	
<p>第四条第一項中「防衛施設局長官を通じ」を削る。</p>	
<p>第十四条第二項中「防衛施設局」を「地方防衛局」に、「防衛施設庁」を「防衛省」に、「部長」を「官房長及び局長」に、「内部部局として置かれる部」を「官房及び局」に改める。</p>	
<p>(日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律等の一部改正)</p>	
<p>第十五条 次に掲げる法律の規定中「防衛施設局長」を「地方防衛局長」に改める。</p>	
<p>第一項</p>	
<p>二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(一部改正)</p>	
<p>第十六条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七条)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第二项</p>	
<p>二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(一部改正)</p>	
<p>第十七条 国際機関等に派遣される防衛省の職員</p>	
<p>九年法律第三十九号)附則第二項から第五項まで</p>	
<p>(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正)</p>	
<p>二 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十年法律第百五十八号)第十条第三項</p>	
<p>三 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百九十九号)第二条及び第三条</p>	
<p>四 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一百一号)第四条、第五条第一項及び第六条第一項</p>	
<p>(防衛省の職員の給与等に関する法律の一 部改正)</p>	
<p>第十二条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第十三条 次に掲げる法律の規定中「防衛施設局長」を「地方防衛局長」に改める。</p>	
<p>一 接收不動産に関する借地借家臨時処理法等の 二 第四十九条の二第二項中「第四十八条の二」を (昭和三十一年法律第百三十八号)第二十四条</p>	
<p>第十四条第一項中「防衛施設局長官を通じ」を削る。</p>	
<p>第十五条 次に掲げる法律の規定中「防衛施設局長」を「地方防衛局長」に改める。</p>	
<p>一 接收不動産に関する借地借家臨時処理法 (昭和三十一年法律第百三十八号)第二十四条</p>	
<p>第十六条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七条)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第二项</p>	
<p>二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する法律(一部改正)</p>	
<p>第十七条 国際機関等に派遣される防衛省の職員</p>	

衛隊員(防衛施設庁長官及び自衛官を除く。以下同じ。)にあつては、防衛施設庁長官(官)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「写し及び前項の規定により送付を受けた贈与等報告書の写しを」を「写しを」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条第一項中「本省審議官級以上の自衛隊員」を「審議官級以上の自衛隊員」に改め、「(防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「写し及び前項の規定により送付を受けた株取引等報告書の写しを」を「写しを」に改め、同項を同条第二項」とする。

第八条第一項中「本省審議官級以上の自衛隊員」を「審議官級以上の自衛隊員」に改め、「(防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官)」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「の写し及び前項の規定により送付を受けた所得等報告書等の写しを」を「(第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写しを)」いう。次条第一項において同じ。」の写しを」に改め、同項を同条第三項とする。

第九条第一項中「(防衛施設庁の職員である自衛隊員が提出した各種報告書にあつては、これらを受理した防衛施設庁長官)」を削り、同条第二項中「又は防衛施設庁長官」を削る。

第四章の章名中「懲戒手続の特例等」を「懲戒手続等」に改める。

第十一条第一項第三号中、「防衛省」を「防衛省」に改める。

第十三条第一項第三号中、「第十六条第二項

及び第十九条第二項」を削り、同項第四号中

「次条第二項及び第三項、第十四条第二項(第十五条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第

並びに第二十三条」を「並びに次条第二項及び第三項」に改める。

第十二条の見出しを「防衛大臣による懲戒手続き等」に改め、同条第一項中「(防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。)」を削り、同条第三項中「(防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。)」を削る。

第十三条から第二十三までを削る。

第二十四条第一項中「防衛省本省及び防衛施設厅に、それぞれ」を「防衛省に」に改め、第五章中同条を第十三条とする。

第六章中第二十五条を第十四条とする。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第二十一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六章中第二十五条を第十四条とする。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第二十二条 次に掲げる法律の規定中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法等の一部改正

第二十二条 次に掲げる法律の規定中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第二百三十三号)第六条第二項

二 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第二百三十三号)第十条

一、費用 本法施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算に約千百万円及び平成十九年度労働保険特別会計予算雇用勘定に約七十三億七千八百万円が、それぞれ計上されている。

人事院事務総局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員」とあるのは「職員」と、第八条第二項中「各省各庁の長等(第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。)」とあるのは「各省各庁の長等」に改め、

「第十三条第三項中「人事院総裁を除く。」とあるのは「防衛施設庁長官に限る」と削る。

(平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法等の一部改正)

二、委員会の決定の理由 本法律案は、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働者の意欲と能力に応じた就業機会の確保等を図るため、青少年の募集及び採用の方法の改善等による雇用機会の確保、労働者の募集及び採用における年齢にかかわりない均等な機会の確保並びに外国人労働者の雇用管理の改善、再就職の促進等のための措置を講ずるとともに、雇用機会が著しく不足している地域等について地域雇用開発を促進するために必要な措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

一、要領書 厚生労働委員長 鶴保 康介 参議院議長 扇 千景殿

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年五月三十一日

審査報告書

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案

改正する法律案

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化等に的確に対応するため、若者、女性、高齢者、障害者等、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組むこと。

二、公共職業安定所(ハローワーク)は、政府の雇用対策の実施に当たり、雇用のセーフティネットとしての役割を担う中核的機関であることを認識し、その役割・機能を一層強化するよう努めること。

三、青少年の雇用機会の確保については、これを事業主の努力義務とするに当たり、年長フリー

ターザの正規雇用化が着実に進むよう、実効性のある大臣指針を策定するとともに、当該指針に基づき、都道府県労働局及びハローワークが関係企業に対しても強力な指導を行うこと。また、三十五歳以上の者についても、個々の求職者の状況を踏まえ、きめ細かな支援措置を講ずること。

四、いわゆるネットカフエ難民を含め常用雇用化を踏まえ、同事業を実施する都道府県に対して必要な支援を行うこと。

五、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組むこと。

五、労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止

の義務化に当たり、事業主等への周知徹底に努めるとともに、真に実効性あるものとなるよう、従来、例外的に年齢制限が認められる場合

として指針に定められてきた事項を抜本的に見直し、必要最小限に限定すること。また、国家公務員及び地方公務員についても、民間事業主への義務化を踏まえ、本改正の理念の具体化に向け適切な対応を図ること。

六、不安定な雇用環境の下で就労する外国人労働者の雇用環境の改善に向けて具体的対策を推進すること。また、外国人雇用状況報告は、外国人労働者の雇用管理の改善、円滑な再就職の促進等に確実に役立てるようになるとともに、厚生労働大臣は、法務大臣からの情報提供の求め

に対しても、その目的等に照らし、必要な範囲で、適正に対応すること。特に、個人情報の取扱いに当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い、その保護に万全

を期すこと。また、外国人であることの確認が雇用における国籍差別を招くことがないよう

に、指針に職業安定法第三条及び労働基準法第十三条の趣旨を明示するなど、適切な対策を講ずること。

七、「技術立国」、「ものづくり日本」を掲げる我が国にとって、技能労働者の養成は重要な課題であることから、本改正により「技能労働者の養成確保」の表現が削除されても、その取組が低下することのないよう、今後とも、関係機関と十分な連携を図り、技能労働者の養成及び技能の向上に努めること。

八、地域間で雇用情勢に大きな格差が見られる中

で、雇用対策は、地域の実情に応じ、国と地方公共団体との密接な連携により機動的かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、産業政策をはじめ地域再生に向けた取組と

一体となって、実効ある雇用創出の取組の推進に努めること。また、引き続き、雇用情勢の特に厳しい地域に対する雇用対策の強化に努めるこ

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十九年四月二十六日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案
雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律

(雇用対策法の一部改正)

第一条 雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 求職者及び求人者に対する指導等(第十一条―第十五条)

第三章 職業訓練等の充実(第十六条・第十七条)

第四章 職業転換給付金(第十八条―第二十一条)

第五章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等(第二十四条―第二十七条)

第六章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置(第二十八条―第三十条)

条

第七章 雜則(第三十一条—第三十八条)

附則

第一条第一項中「国が」の下に「少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して」を、「より」の下に「労働市場の機能が適切に發揮され」を加え、「国民経済の均衡ある発展と」を「経済及び社会の発展並びに」に、「達成と」を「達成に」に改め、同条第二項中「あたつて」を「当たつて」に、「技能を習得し」を「職業能力の開発及び向上を図り」に、「たかめ」を「高め」に改める。

第四条第一項第一号中の「事業」を「に関する施策」に改め、同項第二号中「即応した技能」の下に「及びこれに関する知識」を加え、「これ」を「これら」に、「及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、技能に関する訓練及び検定の事業」を「職業訓練及び職業能力検定に関する施策」に改め、同項第三号中「措置」を「施策」に改め、同項第四号中「離職」を「事業規模の縮小等(事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止をいう。以下同じ。)の際に、失業を予防するとともに、離職」に改め、同項第七号中「その他」を前各号に掲げるもののほか、職業の安定、産業の必要とする労働力の確保等に資する雇用管理の改善の促進その他」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号中「雇用形態」の下に「及び就業形態」を加え、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 高度の専門的な知識又は技術を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下この条において同じ。)我が国における

就業を促進するとともに、労働に従事することを目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保が図られるようになるため、雇用管理の改善の促進及び離職した場合の再就職の促進のために必要な施策を充実すること。

十一 地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域における労働者の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

第四条第一項第五号中「及び継続雇用制度の導入」を「継続雇用制度の導入等」に、「を促進する」を「の促進、再就職の促進、多様な就業機会の確保その他の高年齢者がその年齢にかかる限りなくその意欲及び能力に応じて就業することができるようにする」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 障害者の職業の安定を図るため、雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他、障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を充実すること。

第四条第一項第四号の次に次の二号を加え

五 女性の職業の安定を図るため、妊娠、出産又は育児を理由として休業又は退職した女性の雇用の継続又は円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び寡婦の雇用の促進その他の女性の就業を促進するために必要な施策を充実すること。

六 青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとおりの三条を加える。

第七条 事業主は、青少年が将来の産業及び社

もに、雇用管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

第四条第二項中「国土の均衡ある開発」を「地域振興」に改め、同条に次の二項を加える。

3 国は、第一項第十号に規定する施策を講ずるに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労活動出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第二項に規定する不法就労活動をいう。)を防止し、労働力の不適正な供給が行われないようすることにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に發揮されるよう努めなければならない。

第六条中「事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止以下「事業規模の縮小等」という。)」を「事業規模の縮小等」に改める。

第七条を削る。

第十一条を削り、第十二条を第十二条とし、第十二条を第十二条とする。

第七条に見出しとして「(募集及び採用における年齢にかかわりない均等な機会の確保)」を付し、同条中「とき」の下に「として厚生労働省令で定めるとき」を、「について」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「与えよう努めなければ」を「与えなければ」に改め、第一章同条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

六 青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとおりの三条を加える。

第七条 事業主は、青少年が将来の産業及び社

を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるよう努めなければならない。

第八条 事業主は、外国人(日本の国籍を有しない者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。)が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(指針)

第三章を第一章とする。

第九条 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

第十五条中「公共の職業訓練機関」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 職業訓練等の充実

第十六条第二項中「公共の職業訓練機関」を

「労働者の職業能力の開発及び向上が効果的に図られるようにするため、公共職業能力開発施設に、「もと」を「下」に改め、「産業人として有為な技能労働者が養成され、及び確保され」を削り、「図らなければ」を「努めなければ」に改める。

第十七条の見出しを「(職業能力検定制度の充実)に改め、同条中「技能の」を「職業能力の」に、「技能評価」を「職業能力の評価」に、「並びにこれを拡充し、及び普及する」を「及びその充実を図る」に、「向上及び職業の安定並びに技能労働者の」を「開発及び向上、職業の安定並びに」に改める。

第四章を第三章とし、第五章を第四章とする。

第六章の章名中「措置」を「措置等」に改める。

第二十四条第五項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第三十一条第一項第一号中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に、「偽り」を「虚偽」に改め、同項第二号中「第二十九条」を「第三十五条」に、「偽り」を「虚偽」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条を第三十八条とする。

第三十条第二項中「第七条、第十二条及び第六章」を「から第十条まで及び第五章第二十七を除く。」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十九条を第三十五条とし、同条の次に次の一項を加える。

(権限の委任)

第三十六条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求等)

第三十四条 厚生労働大臣は、この法律(第二十七条第一項及び第二十八条第一項を除く。)を施行するために必要があると認めるときは、事業主は、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第六章中第二十六条の次に次の二項を加える。

(大量の雇用変動の届出等)

第二十七条 事業主は、その事業所における雇用量の変動(事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。)であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの(以下この条において「大量雇用変動」という。)については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動について、前項の規定は、適用しない。この場合において、國又は地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む。次条第三項において同じ。)は、當該大量雇用変動の前に、政令で定めるところにより、厚生

ことができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一 職業安定機関において、相互に連絡を密にして、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

二 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

第六章を第五章とし、同章の次に次の二項を加える。

(外国人雇用状況の届出等)

第六章 外国人の雇用管理の改善、再就業訓練を行ふこと。

第六章を第五章とし、同章の次に次の二項を加える。

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。)、在留期間(同条第三項に規定する在留期間をいう。)その他公団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む。次条第三項において同じ。)は、當該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、國又は地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む。次条第三項において同じ。)は、當該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出又は前項の規定によることに、國又は地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む。次条第三項において同じ。)は、當該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

労働大臣に通知するものとする。

第一項の規定による届出又は前項の規定による通知があつたときは、國は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出又は通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。

又は再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、事業主に対し

て、当該外国人の有する在留資格、知識経験等に応じた適正な雇用管理を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

二 職業安定機関において、事業主に対して、その求めに応じて、当該外国人に対する再就職の援助を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

三 職業安定機関において、当該外国人の有する能力、在留資格等に応じて、当該外国人に対する雇用情報の提供並びに求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

四 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

3 国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れ又は離職については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者は、新たに外国人を雇い入れた場合は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

4 第二項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。

(届出に係る情報の提供)

第二十九条 厚生労働大臣は、法務大臣から、出入国管理及び難民認定法又は外国人登録法(昭和二十七年法律第百一十五号)に定める事務の処理に關し、外国人の在留に関する事務の確認のための求めがあつたときは、前条第一項の規定による届出及び同条第三項の規定

による通知に係る情報を提供するものとする。

(法務大臣の連絡又は協力)

第三十条 厚生労働大臣は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整等を図るため、法務大臣に対し、労働に從事することを目的として在留する外国人の出入国に關する必要な連絡又は協力を求めることができる。

2 法務大臣は、前項の規定による連絡又は協力を求められたときは、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならない。

第三条 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用開発計画等(第四条―第六条)

第三章 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置(第七条―第九条)

第四章 自発雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置(第十条―第十四条)

第五章 雜則(第十五条―第十九条)

第六章 調則(第二十条―第二十三条)

附則

第一条中「雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域」を「雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域及び求職活動援助地域」を「雇用開発促進地域及び求職活動援助地域」に改め、同項第二項中「雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域」を「雇用開発促進地域、能力開発就職促進地域及び自発雇用創造地域」に改め、同項第三項以下に「著しく」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。
一 一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域であること。
二 その地域内に居住する求職者の総数に比較して相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。

第二章の章名中「地域雇用機会増大計画等」を「地域雇用開発計画等」に改める。

第四条第一項中「雇用機会増大促進地域、能

力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高

度技能活用雇用安定地域」を「雇用開発促進地

域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安

定地域」を「雇用開発促進地域及び自発雇用創造

地域」に、「地域雇用機会増大計画、第六条第一

項の地域雇用開発就職促進計画、第七条第一項

の地域雇用活動援助計画及び第六条第一項の地

域高度技能活用雇用安定計画」を「地域雇用開

発計画及び第六条第一項の地域雇用創造計画」に改める。

え、「これらの者」を「当該労働者」に改める。

第一条第一項中「求人が相当数あるにもかかわらず就職が困難な状況にある地域又は職業

に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者(以下「高度技能労働者」という。)を雇用する事業所が集積し、かつ、雇用機会が不足するおそれがあると認められる地域について

第三章から第六章まで」を「について第三章及び第四章」に改め、同条第二項中「雇用機会増大促進地域」を「雇用開発促進地域」に改め、同項第二号中「求職者が多数居住し」を「居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)その他の就業の意

思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く」に、「相当程度に」を「著しく」に改め、「就職することが」の下に「著しく」を加え、同条第三項を次のように改める。

第三条中「雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域及び求職活動援助地域」を「雇用開発促進地域及び求職活動援助地域」に改め、「高度技能活用雇用安定地域内に所在する事業所に関する製品又は役務の供給の減少の雇用に及ぼす影響」を削る。

第二条第四項及び第五項を削る。

第三章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があると認められること。

五 その地域内に居住する求職者に關し第四

章に定める地域雇用開発のための措置を講

又は講ずることとしていること。

第五条の見出しを「(地域雇用開発計画)」に改め、同条第一項中「雇用機会増大促進地域」を「雇用開発促進地域」に、「ふとに」を「について」に、「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同条第二項中「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「雇用機会増大促進地域」を「雇用開発促進地域」に改め、同項第四号中「雇用機会増大促進地域」を「雇用開発促進地域」に改め、「事項」の下に「(当該雇用開発促進地域内において行うべき第七条第一項の規定に基づく助成及び援助に関する事項を含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

五 計画期間

第五条第三項中「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同条第四項中「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同項第一号中「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、「事項」の下に「(当該雇用開発促進地域内において行うべき第七条第一項の規定に基づく助成及び援助に関する事項を含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

七 計画期間

市町村は単独で又は共同して、都道府県は当該都道府県の区域内の市町村と共同して、地域雇用開発指針に基づき、当該市町村の区域又は当該都道府県の区域内の市町村の

区域であつて、自発雇用創造地域に該当すると認められるものについて、当該区域に係る地域雇用開発の促進に関する計画(以下「地域雇用創造計画」という。)を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自発雇用創造地域の区域

二 自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他の雇用の動向に関する事項

三 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項

四 自発雇用創造地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野(第

五 第二条第三項第四号に規定する協議会(以下「地域雇用創造協議会」という。)に関する事項

六 自発雇用創造地域における雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

七 計画期間

八 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会

であつて厚生労働省令で定めるもの又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人で第十一条第二項第一号に規定する中小企業者を

直接若しくは間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)(以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。)が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同組合等

かかる政令で定める審議会の意見を聽かなければならない。

7 市町村又は都道府県は、地域雇用創造計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 市町村又は都道府県は、第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

9 第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

第七条及び第八条を削る。

「雇用開発促進地域」に改める。

第九条を削る。

第十条第一項中「及び」の下に「独立行政法人」を加え、「同意雇用機会増大促進地域内」を「同意雇用開発促進地域内」に改め、第三章中同条を第八条として同条の前に次の二条を加える。

(地域雇用開発のための助成及び援助)
第七条 政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画(同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。)に係る雇用開発促進地域(以下「同意雇用開発促進地域」という。)における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき

助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業

6 厚生労働大臣は、前項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置

主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 政府は、独立行政法人（雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

第十一条中「同意雇用機会増大促進地域内」を「同意雇用開発促進地域内」に改め、同条を第九条とする。

第四章　自發雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置

第十二条及び第十三条を削る。

第十四条中「第十条及び第十二条」を「第八条及び第九条」に、「同意能力開発就職促進地域内」を「同意自發雇用創造地域内」に改め、同条後段を削り、第四章中同条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。
(地域雇用開発のための事業)

第十一条　政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自發雇用創造地域（以下「同意自

雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に依る事業が当該同意自發雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自發雇用創造地域内所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働大臣が当該同意自發雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

2 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する事業の全部又は一部を當該地域雇用創造協議会又は当該同意自發雇用創造地域において雇用の創造に資する事業を行つう団体（当該地域雇用創造協議会の提案に係る団体であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）に委託することができる。

第四章に次の三条を加える。
(委託募集の特例)

第十二条　地域中小企業団体の構成員である中

小企業者が、当該地域中小企業団体をして当該同意自發雇用創造地域における地域重点分野に属する事業に係る職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者の募集を行わせようとする場合において、当該地域中小企業団体が同意地域雇用創造計画に從事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に從事するものとする。

つて当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成二年法律第五十七号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 地域中小企業団体　地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合等であつて、第六条第二項第八号の規定により同意地域雇用創造計画で定められたものをいう。

3 第一項の地域中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十三条　公共職業安定所は、前条第三項の規定による労働者の募集に従事する地域中小企業団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導する。

4 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第二項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十五条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事するものとする。

第十四条　国は、この章に定める措置と別に講ぜられる地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を執行する場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「地域雇用開発促進法第十二条第三項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

5 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその使用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「地域雇用開発促進法第十二条第三項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項」とあるのは「次項」とする。

第十三条　公共職業安定所は、前条第三項の規定により労働者の募集に従事する地域中小企業団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(地域再生に係る措置との総合的な実施)
第十四条　国は、この章に定める措置と別に講ぜられる地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

第五章及び第六章を削る。

第二十条中「都道府県」の下に「市町村」を加え、「同意雇用機会増大促進地域、同意能力開発就職促進地域、同意求職活動援助地域及び同意高度技能活用雇用安定地域」を「同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用創造地域」に改め、第七章中同条を第十六条とし、同条の前に次の

一条を加える。

(産業集積の形成及び活性化に係る措置等との総合的な実施)

第十五条 国は、この法律に定める措置と別に講ぜられる地域における産業集積の形成及び活性化を促進するための措置その他の地域の活性化に資する措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

第二十一条第一項中「第十二条(第十四条、第十六条及び第十八条)を「第九条(第十一条)に、前条中「公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。)及び都道府県」を「第十六条中「公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。)、都道府

県及び市町村」に改め、同条第一項中「地域雇用機会増大計画、地域能力開発就職促進計画、地域求職活動援助計画及び地域高度技能活用雇用安定計画」を「地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画」に、「第六条第一項並びに同条第四項及び第五項(これらの規定を同条第八項)を並びに第六条第一項並びに同条第五項及び第六項(これらの規定を同条第九項)に、「第七項、第七条第一項並びに同条第四項及び第五項(これ

らの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)並びに第七項並びに第八条第一項並びに

同条第四項及び第五項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)並びに第七項を「第八項」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に次の

一条を「第八項」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(地方公共団体への援助)

第十七条 国は、地域雇用開発計画又は地域雇用創造計画を策定しようし、又は策定した

都道府県又は市町村に対し、雇用開発促進地域又は自発雇用創造地域における地域雇用開

発を促進するための措置に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、地域雇用開発計画を策定しようとし、又は策定した市町村に対し、自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進する

ための措置に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うことができる。

第二十二条を第十九条とする。

第七章を第五章とし、本則に次の二章を加える。

第六章 罰則

第二十条 第十二条第四項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に從事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第三項の規定による届出をしな

いで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第四項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十二条第四項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十二条第四項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

七 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

八 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

九 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十一 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十三 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十四 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十五 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十六 第十二条第四項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用対策法第十二条を削り、第十一

二 第二十九条を「第二十五条」に改める部分

三 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

四 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

五 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

六 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

七 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

八 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

九 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

十 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

十一 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

十二 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

十三 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

十四 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

十五 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

十六 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

十七 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

十八 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

十九 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

二十 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

二十一 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

二十二 第二十九条を「第二十九条」に改める部分

ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成三十年十月一日までの間に離職した場合については、この限りでない。

2 国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れについて、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者は、平成二十年十月一日までに、政令で定めるところにより、前条第一号に掲げる規定の施行の際現に雇い入れている外国人に係る新雇用対策法第二十八条第一項に規定する事項を厚生労働大臣に通知するものとする。ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成三十年十月一日までの間に離職した場合には、この限りでない。

3 新雇用対策法第二十八条第二項(第三号を除く。)の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。

4 新雇用対策法第二十九条の規定は、第一項の規定による届出及び第二項の規定による通知について準用する。

5 新雇用対策法第三十三条の規定は、第一項の規定の施行について準用する。

6 第一項及び第二項並びに前項において準用する新雇用対策法第三十三条第一項の規定による厚生労働大臣の権限については、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

7 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができ
る。

(地域雇用機会増大計画及び雇用機会増大促進地域に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法(以下「旧地域雇用開発促進法」という。)第五条第四項の規定による同意を得ていた同条第一項に規定する地域雇用機会増大計画(以下この条において「同意地域雇用機会増大計画」という。)及び当該同意地域

雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第九条第一項に規定する同意雇用機会増大促進地域であつた地域(以下この条において「同意雇用機会増大促進地域」という。)については、当該同意地域雇用機会増大計画の計画期間の末日までの間は、当該同意地域雇用機会増大計画を

雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第十五条第二項の規定により旧地域雇用開発促進法第七条第二項第四号に規定する地域就職援助団体等に委託して行つてゐる旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業について、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

この法律の施行の日(以下この項において「施行日」という。)に第二条の規定による改正後の地域雇用開発促進法(以下この条において「新地域雇用開発促進法」という。)の規定による同意を得た地域雇用開発計画(同条第一項に規定する同意を得た地域雇用開発計画をいう。以下この項において同じ。)と、当該同意雇用機会増大促進地域を新地域雇用開発促進法第七条第一項に規定する同意雇用開発計画を、(以下この項において同じ。)と、当該同意雇用機会増大促進法第七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であつた地域における同項各号の助成及び援助については、当該同意高度技能活用雇用安定地域に係る旧地域雇用開発促進法第八条第一項に規定する地域高度技能活用雇用安定計画の計画期間の末日までの間は、なお從前の例による。

(職業安定法の一部改正)

第五条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であつた地域における同項各号の助成及び援助については、当該同意高度技能活用雇用安定地域に係る旧地域雇用開発促進法第八条第一項に規定する地域高度技能活用雇用安定計画の計画期間の末日までの間は、なお從前の例による。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一項の規定による同意を得た場合における当該同号の一部を次のように改定する。

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 附則第二条第五項において準用する新雇用

雇用開発促進法第七条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業主、当該雇い入

れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主」とあるのは「事業主」と、「雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業」とあるのは「雇用安定事業」と読み替えるものとする。

第四条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第二項の規定により旧地域雇用開発促進法第七条第二項第四号に規定する地域就職援助団体等に委託して行つてゐる旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業について、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

この法律の施行の日(以下この項において「施行日」という。)に第二条の規定による改正後の地域雇用開発促進法(以下この条において「新地域雇用開発促進法」という。)の規定による同意を得た地域雇用開発計画(同条第一項に規定する同意を得た地域雇用開発計画をいう。以下この項において同じ。)と、当該同意雇用機会増大促進法第七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であつた地域における同項各号の助成及び援助については、当該同意高度技能活用雇用安定地域に係る旧地域雇用開発促進法第八条第一項に規定する地域高度技能活用雇用安定計画の計画期間の末日までの間は、なお從前の例による。

(職業安定法の一部改正)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 附則第二条第五項において準用する新雇用

対策法第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対しして答弁せ

ず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用開発促進法及び地域雇用開発促進法の規定について、その施行の状況を勘査しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第九条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改定する。

第五十三条の二を削る。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十一条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のよう改定する。

第四十二条第三項中「第三章」を「第二章」に改める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一

部改正)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 附則第二条第五項において準用する新雇用

第十二条 建設労働者の雇用の改善等に関する法

律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十条第二項中「第三章」を「第二章」に改め
る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第
九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十二号を次のように改め
る。

五十二 削除

第四条第一項第六十二号中「第五十二号」を
「第五十三号」に改める。

第九条第一項第四号中「地域雇用開発促進
法」を削る。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十三条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律
第十四号)の一部を次のように改正する。

第八十二条中「及び第三項第一号」を削り、
「経済的条件」と、同条第四項中「雇用機
会増大促進地域に該当する地域以外の地域のう
ち、次に」とあるのは「次に」と、同項第一号中
「自然的経済的条件」とあるのは「経済的
社会的条件」を、「経済的条件」に改め
る。

附則第二条第二項の表三の項中「地域雇用機
会増大計画、同法第六条第四項の規定による同
意を得た地域能力開発就職促進計画又は第七条
第四項の規定による同意を得た地域求職活動援
助計画」を「地域雇用開発計画」に改める。
(独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改
正)

第十四条 独立行政法人雇用・能力開発機構法

(平成十四年法律第百七十号)の一部を次のように
に改正する。

第十一條第一項第六号中「第十二条第一項及
び第十七条第一項第二号並びに」を「第七条第一
項(厚生労働省令で定める事業主に係るものに
限る。)及び」に改める。

附則第三条第十二項中「次条第九項」を「次条
第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改
める。

附則第四条第九項中「第一項及び第二項」を
「第一項から第三項まで」に、「並びに第二項第
一号及び第二号」を、「第二項第一号及び第二号
並びに第三項」に改め、同項を同条第十項と
し、同条第六項から第八項までを「一項ずつ繰り
下げる、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改
め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条
第五項とし、同条第三項中「第六項の」を「第七
項の」に、「第九項」を「第十項」に、「第五項」を
「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条
第二項の次に次の二項を加える。

3 機構は、第十一條第一項、第三項及び第四
項並びに前二項に規定する業務のほか、雇用
対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正
する法律(平成十九年法律第
号。以下
この項において「改正法」という。)附則第十四
条の規定による改正前の第十一條第一項第六
号に掲げる業務(改正法の施行の際改正法第
二条の規定による改正前の地域雇用開発促進
法第十七条第一項に規定する同意高度技能活
用雇用安定地域であった地域において、改正
法附則第五条の規定によりなお従前の例によ
り行われるものに限る。)が終了するまでの

間、当該業務(これに附帯する業務を含む。)
を行うものとする。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第十五条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平
成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改
正する。

附則第七条第一項第六号中「附則第四条第九
項」を「附則第四条第十項」に改める。

平成十九年六月一日 参議院会議録第二十一号 履用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案 投票者氏名

岡田 広君	賛成者氏名 阿部 正俊君 青木 幹雄君 秋元 司君 泉 信也君 市川 一朗君 岩永 浩美君 太田 豊秋君 岡田 直樹君 荻原 健司君	投票者氏名 竹山 裕君 谷川 秀善君 中島 啓雄君 中曾根 弘文君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 林 芳正君 保坂 三藏君 松田 岩夫君 松山 政司君 溝手 顕正君 山内 俊夫君 山崎 正昭君 山本 一太君	賛成者氏名 片山虎之助君 河合 常則君 岸 宏一君 北川イッセイ君 倉田 寛之君 小泉 昭男君 鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君 櫻井 新君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田中 直紀君 竹山 裕君 谷川 秀善君 中島 啓雄君 中曾根 弘文君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 林 芳正君 保坂 三藏君 松田 岩夫君 松山 政司君 溝手 顕正君 山内 俊夫君 山崎 正昭君 山本 一太君	賛成者氏名 加治屋義人君 狩野 安君 景山俊太郎君 神取 忍君 木村 仁君 岸 信夫君 国井 正幸君 小池 正勝君 小林 温君 坂本由紀子君 東 昭子君 椎名 一保君 末松 信介君 武見 敬三君 鶴保 康介君 田村耕太郎君 武見 敬三君 中島 真人君 中原 爽君 中川 義雄君 西銘順志郎君 藤井 基之君 野村 哲郎君 水落 敏栄君 矢野 哲朗君 山崎 正昭君 山本 一太君
-------	---	--	---	--

官報(号外)

日程第三 力ネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案(衆議院提出) 賛成者氏名 一八八名									
藤末 健三君	藤原 正司君	前田 武志君	松下 新平君	水岡 俊一君	篠瀬 進君	柳田 稔君	蓮 紗君	荒木 清寛君	加藤 修一君
藤末 健三君	藤原 正司君	前田 武志君	松下 新平君	水岡 俊一君	篠瀬 進君	柳田 稔君	蓮 紗君	荒木 清寛君	加藤 修一君
藤本 祐司君	藤本 祐司君	前川 清成君	円 より子君	内藤 正光君	西銘順志郎君	野村 哲郎君	藤井 基之君	舛添 要一君	松村 祥史君
藤本 祐司君	藤本 祐司君	前川 清成君	円 より子君	内藤 正光君	西銘順志郎君	野村 哲郎君	藤井 基之君	舛添 要一君	松村 祥史君
藤本 祐司君	藤本 祐司君	前川 清成君	円 より子君	内藤 正光君	西銘順志郎君	野村 哲郎君	藤井 基之君	舛添 要一君	松村 祥史君
中原 爽君	二之湯 智君	西島 英利君	林 久美子君	廣田 一君	藤末 健三君	廣野 ただし君	藤原 正司君	水落 敏栄君	矢野 哲朗君
中原 爽君	二之湯 智君	西島 英利君	林 久美子君	廣田 一君	藤末 健三君	廣野 ただし君	藤原 正司君	水落 敏栄君	矢野 哲朗君
中島 鶴保 鶴保	中島 真人君	中川 中川	鶴保 鶴保	中島 鶴保	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	吉田 吉田	岡田 岡田	岡田 岡田
中島 鶴保 鶴保	中島 真人君	中川 中川	鶴保 鶴保	中島 鶴保	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	吉田 吉田	岡田 岡田	岡田 岡田
中曾根弘文君	中島 啓雄君	中川 雅治君	中島 啓雄君	中島 啓雄君	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	吉村 剛太郎君	吉村 剛太郎君	吉村 剛太郎君
津田弥太郎君	主瀬 景子君	田名部匡省君	高嶋 良充君	千葉 千葉君	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	吉村 剛太郎君	吉村 剛太郎君	吉村 剛太郎君
辻 泰弘君	辻 泰弘君	中川 中川	谷川 中川	谷川 中川	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	大石 大石	小川 小川	大石 大石
辻 泰弘君	辻 泰弘君	中川 中川	谷川 中川	谷川 中川	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	小池 小池	岩本 岩本	小池 小池
亀井 郁夫君	亀井 郁夫君	中島 啓雄君	高嶋 良充君	千葉 千葉君	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	尾立 尾立	江田 江田	尾立 尾立
亀井 郁夫君	亀井 郁夫君	中島 啓雄君	高嶋 良充君	千葉 千葉君	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	源幸君 源幸君	五月君 五月君	源幸君 源幸君
鈴木 陽悦君	鈴木 陽悦君	今泉 今泉	後藤 徳子君	長谷川憲正君	浜田 浜田	浜田 浜田	正勝君 正勝君	正幸君 正幸君	正勝君 正勝君
鈴木 陽悦君	鈴木 陽悦君	今泉 今泉	後藤 徳子君	長谷川憲正君	浜田 浜田	浜田 浜田	正勝君 正勝君	正幸君 正幸君	正勝君 正勝君
市田 忠義君	紙 紙	市田 忠義君	後藤 徳子君	長谷川憲正君	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	信夫君 仁君	正幸君 正幸君	信夫君 仁君
市田 忠義君	紙 紙	市田 忠義君	後藤 徳子君	長谷川憲正君	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	正勝君 正勝君	正幸君 正幸君	正勝君 正勝君
小池 晃君	緒方 緒方	小池 晃君	緒方 緒方	今泉 今泉	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	泰三君 泰三君	泰三君 泰三君	泰三君 泰三君
大門実紀史君	大門実紀史君	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	新君 新君	新君 新君	新君 新君
吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤
仁比 智子君	仁比 智子君	小林美恵子君	小林美恵子君	小林美恵子君	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤
仁比 智子君	仁比 智子君	小林美恵子君	小林美恵子君	小林美恵子君	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤
仁比 智子君	仁比 智子君	小林美恵子君	小林美恵子君	小林美恵子君	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤
仁比 智子君	仁比 智子君	小林美恵子君	小林美恵子君	小林美恵子君	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤
九名	九名	九名	九名	九名	九名	九名	九名	九名	九名
反対者氏名	反対者氏名	反対者氏名	反対者氏名	反対者氏名	反対者氏名	反対者氏名	反対者氏名	反対者氏名	反対者氏名

官報(号外)

平成十九年六月一日 参議院会議録第三十一号

投票者氏名

国井 正幸君	小池 正勝君	正勝君
小泉 顯雄君	鴻池 祥肇君	顯雄君
佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	泰三君
清水嘉与子君	櫻井 新君	嘉与子君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君	孝雄君
田中 直紀君	田中 関口	直紀君
竹山 裕君	谷川 秀善君	裕君
中川 雅治君	中島 啓雄君	雅治君
西島 英利君	中曾根弘文君	英利君
中村 博彦君	野上浩太郎君	博彦君
芳正君	岩夫君	芳正君
溝手 三藏君	政司君	三藏君
松山 松林	保坂 俊夫君	松林
山内 岩夫君	吉村剛太郎君	岩夫君
山谷えり子君	正昭君	えり子君
山本 順三君	正俊君	順三君
吉村剛太郎君	雅史君	吉村剛太郎君
荒木 加藤	清寛君	加藤
脇木 昭一君	修一君	昭一君
草川 昭三君	木庭健太郎君	草川
浮島とも子君	風間昶君	とも子君
佐藤道夫君	佐藤道夫君	道夫君
佐藤正俊君	佐藤正俊君	正俊君
若林正昭君	吉田正昭君	正昭君
山本一太君	山本一太君	一太君
山崎矢野	水落敏栄君	矢野
渋添要一君	松村祥史君	要一君
藤井基之君	野村哲郎君	基之君
二之湯智君	西銘順志郎君	二之湯
中原爽君	中原爽君	爽君
中島真人君	中川義雄君	真人君
鶴保庸介君	鶴保庸介君	庸介君
武見敬三君	田村耕太郎君	敬三君
田浦直君	田浦直君	直君
未松信介君	未松信介君	信介君
坂本由紀子君	山東昭子君	由紀子君
佐藤昭郎君	佐藤昭郎君	昭郎君
倉田寛之君	小泉昭男君	寛之君
小林温君	小林温君	温君
佐藤泰三君	坂本泰三君	泰三君
浜田昌良君	浜田昌良君	昌良君
弘友和夫君	弘友和夫君	和夫君
松あきら君	松あきら君	あきら君
谷合正明君	谷合正明君	正明君
浜田渡辺	浜田渡辺	渡辺
鰐淵洋子君	鰐淵洋子君	洋子君
澤雄二君	澤雄二君	雄二君
西田寒仁君	西田寒仁君	寒仁君
浜四津敏子君	浜四津敏子君	浜四津敏子君
福本潤一君	福本潤一君	潤一君
白浜一良君	白浜一良君	一良君
西田	西田	
藤末健三君	藤末健三君	健三君
藤原正司君	藤原正司君	正司君
前田武志君	前田武志君	武志君
松下新平君	松下新平君	新平君
水岡俊一君	水岡俊一君	俊一君
柳田穎君	柳田穎君	穎君
蓮筋君	蓮筋君	筋君
小池晃君	小池晃君	晃君
井上哲士君	井上哲士君	哲士君
緒方靖夫君	緒方靖夫君	靖夫君
犬塚直史君	犬塚直史君	直史君
伊藤基隆君	伊藤基隆君	基隆君
浅尾慶一郎君	浅尾慶一郎君	慶一郎君
足立信也君	足立信也君	信也君
朝日俊弘君	朝日俊弘君	俊弘君
家西悟君	家西悟君	悟君
岩本小川	岩本小川	小川
大石敏夫君	大石敏夫君	敏夫君
木俣正光君	木俣正光君	正光君
大久保勉君	大久保勉君	勉君
加藤敏幸君	加藤敏幸君	敏幸君
北澤俊美君	北澤俊美君	俊美君
木俣佳丈君	木俣佳丈君	佳丈君
北澤彰君	北澤彰君	彰君
芝博一君	芝博一君	博一君
主濱千葉	主濱千葉	千葉
佐藤泰介君	佐藤泰介君	泰介君
田名部匡省君	田名部匡省君	匡省君
角田義一君	角田義一君	義一君
津田弥太郎君	津田弥太郎君	弥太郎君
那谷屋正義君	那谷屋正義君	正義君
直嶋正行君	直嶋正行君	正行君
林久美子君	林久美子君	久美子君
廣田一君	廣田一君	一君

反対者氏名

八四名

足立信也君	足立信也君	信也君
朝日俊弘君	朝日俊弘君	俊弘君
家西悟君	家西悟君	悟君
岩本小川	岩本小川	小川
大石敏夫君	大石敏夫君	敏夫君
木俣正光君	木俣正光君	正光君
大久保勉君	大久保勉君	勉君
加藤敏幸君	加藤敏幸君	敏幸君
北澤俊美君	北澤俊美君	俊美君
木俣佳丈君	木俣佳丈君	佳丈君
北澤彰君	北澤彰君	彰君
芝博一君	芝博一君	博一君
主濱千葉	主濱千葉	千葉
佐藤泰介君	佐藤泰介君	泰介君
田名部匡省君	田名部匡省君	匡省君
角田義一君	角田義一君	義一君
津田弥太郎君	津田弥太郎君	弥太郎君
那谷屋正義君	那谷屋正義君	正義君
直嶋正行君	直嶋正行君	正行君
林久美子君	林久美子君	久美子君

廣野ただし君	藤末健三君	藤末健三君
藤原正司君	前田武志君	前田武志君
前田武志君	松下新平君	松下新平君
松下新平君	水岡俊一君	水岡俊一君
水岡俊一君	柳田穎君	柳田穎君
柳田穎君	蓮筋君	蓮筋君
蓮筋君	小池晃君	小池晃君
小池晃君	吉川春子君	吉川春子君
吉川春子君	近藤正道君	近藤正道君
近藤正道君	大門実紀史君	大門実紀史君
大門実紀史君	井上靖夫君	井上靖夫君
井上靖夫君	井上哲士君	井上哲士君
井上哲士君	緒方靖夫君	緒方靖夫君
緒方靖夫君	大田昌秀君	大田昌秀君
大田昌秀君	福島みづほ君	福島みづほ君
福島みづほ君	仁比聰平君	仁比聰平君
仁比聰平君	山本孝史君	山本孝史君
山本孝史君	森ゆうこ君	森ゆうこ君
森ゆうこ君	藤本祐司君	藤本祐司君
藤本祐司君	前川清成君	前川清成君

廣野ただし君	藤末健三君	藤末健三君
藤末健三君	前川清成君	前川清成君
前川清成君	柳澤光美君	柳澤光美君
柳澤光美君	円より子君	円より子君
円より子君	山本孝史君	山本孝史君
山本孝史君	柳澤光美君	柳澤光美君
柳澤光美君	藤本祐司君	藤本祐司君
藤本祐司君	福山哲郎君	福山哲郎君
福山哲郎君	柳澤光美君	柳澤光美君
柳澤光美君	柳澤光美君	柳澤光美君

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十一日
種郵便物誌

平成十九年六月一日 參議院會議錄第三十一號

発行所
二東京一〇五番地八四四号行政法人國立印刷局
独立行政法人國立印刷局
虎ノ門二四五丁目
電話
03(3587)4294
定価
本体 二二二〇円